

フランス革命からファシズムまで——二宮・柴田・グラムシとの対話

北原敦ほか

2015年11月29日 東京大学文学部にて

近藤和彦：最初に、今日の催しの主旨について一言申します。勝田俊輔さんの科研で「コスモポリタニズムと秩序形成：ブリテン世界における近代的イシュー」という共同研究を進めて二年目ですが、時折、関係するテーマの専門家に来ていただいて、拡大セッションみたいなことをやろうと企画しています。コスモポリタニズムと秩序形成ということで北原敦さんに来ていただかないわけにゆかないと、伺いを立てましたら、快諾してくださったので、こういう場が実現したわけです。

北原さんについて今さらご紹介の必要はないかと思いますが、1937年のお生まれ、イタリア留学をへて1968～72年に東大西洋史の助手、1972年から北海道大学、2001年から帝京大学、2003年から2008年まで立正大学に勤めておられました。主著として『イタリア現代史研究』（岩波書店、2002年）があります。個人的にはじめて触れたお仕事は「クローチェの政治思想：自由主義とファシズム（上）」『思想』535号（1969年）でした。その（下）は『思想』553号（1970年）に載りましたが、思想的なことをなさる人かと、何も知らない学部生として仰ぎ見ておりました。『社会運動史』という雑誌（1972～85年）および共編著『歴史として、記憶として』（御茶の水書房、2013年）から社会運動史研究会の存在は広く知られていると思いますが、喜安朗さんとともに、その中心のお一人でした。研究会や共編著『ヨーロッパ近代史再考』（ミネルヴァ書房、1983年）における議論、そして二宮宏之さんの『全体を見る眼と歴史家たち』（木鐸社、1986年）に結実したいくつもの仕事と不可分の北原さんのご発言や文章から、おぼろげに垣間見えてきたのは、イタリアのファシズムや共産主義、そして民衆文化をただ20世紀の現象として見るだけでなく、むしろリソルジメント、さらにはフランス革命、18世紀以来の長いスパンで、また全ヨーロッパ的な広角で捉えようとしておられるのだということです。たとえば編著『新版世界各国史・イタリア史』（山川出版社、2010年）を見ますと、序章に加えて、近世から現代の最後まで約300ページを北原さんが執筆しておられる。古代・中世は他の専門家に任せるとしても、近世以降のイタリアのことなら……と自他ともに任じる学者でいらっしやいます。

その北原さんの問題意識の少なくとも一面は、日本の西洋史学、あるいは本郷の西洋史研究室という潮流の中で受けとめると、わかりやすいかと思います。古代史、中世史、近代史、現代史と卓越した研究者が輩出していますが、その中でもとくに柴田三千雄さん（1926～2011）、喜安朗さん（1931～）、二宮宏之さん（1932～2006）、和田春樹さん（1938～）といった方たちが戦後歴史学の正統といえますか、本家に生まれた鬼子のような存在でした。そうした方々の影響を受けてというより、むしろそうした方々と双方向的に交流し影響しあいながら、北原さんの知的形成と展開がなされたと思像します。ただし、本郷西洋史の学問の正統的な担い手のお一人であるというためには、もう一つの系譜があって、中世史の堀米庸三さん（1913～75）、そして近世史の成瀬治さん（1928～）がいらした。このお二人の国制史ないし国家構造史、近代的な国家ができあがる前の秩序形成についての学問ですね、こうした

研究者とも親しく交わり、学んでおられます。そうした学者たちの背景にある欧米の研究動向について *firsthand* の知識をおもちであることは、言うまでもありません。

こうした事実も含めて、いろんなことが今まで「知る人のみぞ知る」に留まっています。とくに若い人たちには、北原さんのお話をしっかり聞いたことがない人が多いのではないのでしょうか。ぼくの場合も従来からいろんな機会に断片的に聞いて教えられることが続いています。今日はそれらがまとまって大きく構造的に見えてくるような予感がして、楽しみに参りました。第一部と第二部に分けてたっぷりお話をさせていただけるとのことです。どうぞ、よろしくお願いします。

第一部 統治構造論——アンシアン・レジーム（社团的結合）から市民的結合原理を経てファシズム（職能的結合）へ

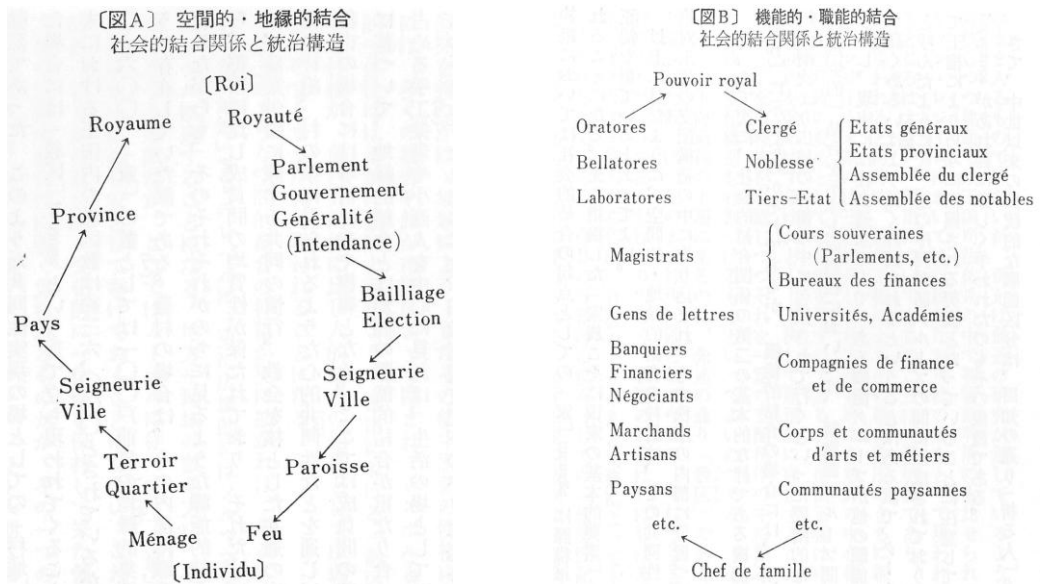
北原：コスモポリタニズムと秩序形成に関する科研ということで、どんなことを考えてみなさん議論されているのか、全く分からないままに引き受けたのですが、とにかくコスモポリタニズムと秩序形成と何か関係するようなことをテーマとしなきゃいけないと思って、普段考えていることを第一部と第二部に分けて話をします。一部と二部はそれぞれ別のことではなく、ともにフランス革命に関係していて、フランス革命をどう考えるかということと結びついている問題です。

それで第一部は、秩序形成に関連してタイトルを「アンシアン・レジーム（社团的結合）から市民的結合原理を経てファシズム（職能的結合）へ」としましたが、これはすべて原理的な問題です。言葉で表現された原理を辿るだけで、実際の具体的な事柄に関しては今日は考察の対象としていません。ですから最初に、ただ言説を辿るだけだということを知っておいてください。話の順序はアンシアン・レジームからフランス革命を経て、19世紀のいくつかの議論を紹介しながらファシズムへと時系列に流れていきますけど、私の研究自体はそういう順序で進めてきてファシズムに到達したわけではなくて、逆に関心の出発点はファシズムの方です。イタリアのファシズムは職能的結合の体制を作ろうとして、地域的に区分した選挙区による議会制を廃し、職能的な団体を母体に代表を選出する議会を導入します。ファシズムはそういう体制を目指したのでして、地域的選挙区を母体とすることと、職能的団体を母体とすることと一体どういう違いなり関連なりがあり、どういう問題が絡んでいるのか、その関心が出発点です。今日はけれども、ファシズムの問題を検討するというよりも、ファシズムが近代ヨーロッパの中からどのようにして生まれてくるのか、その脈絡をたどることが中心です。

二宮シェーマ：社团的結合

そこでアンシアン・レジームまでさかのぼって、まず二宮宏之さんの論文「フランス絶対王政の統治構造」を取り上げます。これは最初1977年の西洋史学会で発表され、1979年に吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』（木鐸社）に収められて、当初から評判になった論文です（二宮宏之『フランス アンシアン・レジーム論』岩波書店、2007年所収、以下のページ数は同書より）。二宮さんの研究全体を貫いている問題意識のひとつは、権力秩序の

基底に横たわる社会的結合関係を見極めようとするにあっていいと思いますが、アンシアン・レジームの権力秩序に関して、空間的・地縁的と機能的・職能的の二系列の結合関係を図示（下図）して、その二系列の図に表わされる関係が重層的に絡みあう、そういう結合関係に基づいて絶対王政が成り立っているのだと指摘します。そして、「絶対王権は国民を個々ばらばらに、君主対臣民という一元的關係において捉えていたのではなく、まさに社会の団体的編成を前提にした上で、それらの中間団体を媒介にすることにより、初めてその支配を維持することができた」（242 頁）のだと説明します。その際、二宮さんは「社会的結合関係をこのような二つの次元に区分する試み」は「コルポラティストの発想から多くを学びながら」（257 頁）考えたのだと注で記しています。



『近代国家形成の諸問題』（木鐸社、1979年）203、210 頁より

北原：私が注目したいのは、このコルポラティストの発想から学んだとしている部分なのです。ここでいうコルポラティストというのは、フランスの1930年代、40年代のコルポラティストたちのことで、その人たちは隣国のイタリアのファシズムを見つめながらコルポラティズム論を展開していたはずで、そうすると二宮さんのふたつの図に表された結合関係は、1930年代、40年代のコルポラティズムの問題と関係してくると思えます。けれども、二宮さんはその問題には触れないで、自分はコルポラティストに与するわけではなく、コルポラティストは論理的範疇の次元のことを現実的なものとみなす傾向があり、また諸集団間の関係を予定調和的にとらえており、それに自分は与しないのだという但し書きをつけているだけです。ここはちょっと二宮さんらしくないなという気がします。コルポラティストの議論からどんなヒントを得て、それが二系列の図とどう関係するのか、二宮さんはそのことに触れていないわけです。これはコルポラティストに与するかどうかとは別問題です。

つまり、市民的結合に基づく近代国家の原理では出てこなかった問題が、コルポラティストの議論をみることによって、絶対王政の統治構造が二系列の関係から成り立っていること

に二宮さんは気が付いた、コルポラティストの発想から学んだと言うことは気が付いたということですよ。近代国家の市民的結合の原理からは気づかなかったけれど、コルポラティストの議論からヒントを得て新たな見方が可能になったということですから、ここはもう少し二宮さんは説明すべきだったと思うのです、近代社会の原理とコルポラティストからのヒントはどう関係しているのか、そここのところに触れないで話を進めてしまっていることが、二宮さんらしくないなということなんです。二宮さんが二系列の図を作ったのは、「絶対王政の権力秩序の構成原理を探り、近代国家形成史への一視点を提示すること」(252～253 頁)が目的であったと、これははっきり書いています。けれども、これは結びの言葉として書いていて、近代国家形成史への一視点はどのような視点なのかについては、なんの言及もなしに終わっていて、ここもどのような視点なのかもう少し聞いてみたいところです。もちろん論文の構成自体が視点を表わしているのだけれども、研究の中で近代国家に関してほとんど論じることのなかった二宮さんが、わざわざ「近代国家形成史の一視点」を意図したと言っているのは珍しいことだと思うのです。

それはともかくとして、二宮さんは「社团的結合の上に成立していた国家は、ここ【フランス革命】において、市民的結合に基づく国家へと原理的に転換することになる」(252 頁)と、このことだけは明確に述べています。それじゃあ、市民的結合に基づく国家へと原理的に転換すると言った場合に、二宮さんの提示した問題からすると、何が原理的に転換するかというと、空間的・地縁的結合関係と機能的・職能的結合関係、その二系列の図のうちの機能的・職能的結合関係が消えるということだと思うのです。機能的・職能的結合関係が消えて、空間的・地縁的結合関係の方が、近代国家の原理へと形を変えながら残るというか、それが変質しながらも原理的にはその関係で近代国家が成り立っていく、あるいは運営されていくことになるわけです。つまり、空間的・地縁的関係の行政制度が整えられ、同時に空間的・地縁的関係の選挙区が設定されて、個々の市民が選出する代表者による議会制が定着していきます。機能的・職能的結合関係が消えるというのは現実の生活の場からなくなるというのではなくて、国家制度から原理的に取り除かれるということです。

フランス革命：中間団体の否定

そこで一体、機能的・職能的結合関係が何故消えてしまうのか、国家の統治構造なり権力構造なり、要するに国家機関、国家制度から取り除かれて、一般に言われるように市民社会の問題だというふうになるわけですね。つまり、国家は多元的でなく、一元的であるべきで、国家と個人の間で中間団体が媒介してはならないという考え方です。フランス革命はそのことを革命の最初から明快に表明していて、1789年8月の『人間と市民の権利の宣言』第3条でも、「すべて主権の根源は本質的に国民のうちに存する。いかなる団体も、またいかなる個人も、明示的にその根源から発してはいない権限を行使することはできない」とする宣言を出します。それは『1791年憲法』でさらに細かく規定されて、「王国は単一にして不可分である」(第2編第1条)としたあと、「主権は単一・不可分・不可譲でありかつ時効をまぬがれる。主権は国民に属する。主権の行使はいかなる人民の部分にも、いかなる個人にも与えられないことができない」(第3編第1条)とされます。このあと次の憲法でも共和国は単一・不可分とされており、王政であれ共和政であれ国家は単一にして不可分であり、主権の行使も単一・不可分であることが強調されます。つまり部分というものを認めないわけですね、

フランス革命は。

そして、その部分というものの最大の対象が同職組合で、『ル・シャプリエ法』（1791年6月）は、「同じ身分・職業の市民たちのすべての種類の同職組合の廃止」を規定します。これは法の条文ではなくて、ル・シャプリエの議会での報告ですが、「各人の個人的な利益と一般的な利益の他にはもはや何もない。市民に中間的利益を教え込んで、同業組合の精神によって市民を公の事物から分かちつことは誰にも許されない」と実に明確に述べます。個々人は市民となり、その全体である国民に中間的な利益というものはないのだということですね。個々人の利益と全体の一般的な利益が結びつく、そういう国家が必要なのであって、そこに中間的な利益、職業団体によって追求される中間的な利益が入り込む余地を残してはならないのだ、それがフランス革命のすでに早い段階での考え方というか、そういう考え方に基づいて国家体制を作ろうとしているわけです（以上の訳文は河野健二編『資料フランス革命』岩波書店、1989年）。

こうした主張はいろいろな人の発言にもあって、よく知られている代表的なのがルソーで、例えば『社会契約論』（1762年）第2編第3章で、「一般意思が十分に表明されるためには、国家のうちに部分的社会が存在せず、各々の市民が自分だけに従って意見を述べるのが重要である」と言っています。ここでは「国家のうちに部分的社会が存在せず」というところが大切なんですけど、白水社『ルソー全集』第5巻（1989年、136頁）の訳文ではこの部分が欠けていて、編集上のミスだろうけれどもまずいですよね。

ここでいう「国民」nation とは何かについて、第二部でもまた検討しますが、例えばシェイユスは『第三身分とは何か』（1789年1月）第1章で、「国民とは何か。共通の法の下で生活し、同一の立法府によって代表される人々の団体【人々の結合体】」であるとし、第2章でも同じように「共通の法と共通の代表、これこそがひとつの国民を作り出すものである」としています。つまり国民というのは、共通の法の下にある人々の団体と、漠然としていますけれども、そのように考えられている。国民に関連して「人民」people ですが、二つの用語はその都度明確な概念をもって使われていたわけではないですけれども、思想家とか政治指導者の間では、国民というのは、共通の法があって、その下でまとまっている団体というか結合体を指して、プーブルというのはフランス革命前から革命期にあたって、制定権 *le pouvoir constituant* を持つ者、法を制定する権利を持つ者、それをプーブルと考えていたようにみえます。ですからプーブルというのは、個々人がそれぞれに主権を持っていて権利を設定していく、つまり立法していく、それをなしうる人であって、そのようにして共通の法ができた時に、その共通の法の下で政治的・社会的・文化的生活をする集団が国民というニュアンスなのだと思います。

限定した問題だけを取り上げましたが、フランス革命でいまみてきたような原理が立てられます。この原理からすると、二宮さんが提示したふたつの結合関係のうち機能的・職能的関係の方は国家制度から外されて消えていかざるを得ないことになります。もちろん先ほども言いましたように、社会生活の中からなくなってしまうわけではなくて、現実には1848年革命までの間、コルポラシオン *corporation* やアソシアシオン *association* という問題はいろいろ議論されています。それらの用語、意味、実態等については、とりあえず William H. Sewell, Jr., *Work and Revolution in France: The Language of Labor from the Old Regime to 1848* (Cambridge: Cambridge U.P., 1980); 柴田三千雄『近代世界と民衆運動』（岩波書店、1983年）の二文献を

参照してください。議論、主張、実践はありますが、国家制度の中の公的な統治の系列とは全く別の問題としてあるわけです。

『ル・シャプリエ法』は1864年まで存続します。こうしたフランス革命の原理に対する批判の声として、一気に一世紀以上飛んでしまうんですが、ここでの締めとしてデュルケームを挙げておきたいと思います。彼は1893年に『社会分業論』を著して、そのあと『自殺論』が出て、そして1902年に『社会分業論』の第二版が出ます。『自殺論』でも触れていますが、『社会分業論』第二版の序が極めて明快に問題を提示しているので、そこの文章を引用しておきます。「ひとつの国民は、国家と諸個人とのあいだに、一連の第二次的集団をすべて挿入することによってのみ、みずからを保持しうる。・・・この役割を果たすのに職業集団 *groupe professionnel* がいかに適しているか・・・」(田原音和訳、青木書店、1971年、24～25頁)。「選挙区は地域区分によってではなく、職業によって形成されるべきだとする要請が多方面からなされており、・・・政治上の諸会議が、多様な社会的利害やその関係をいっそう正確に反映するようになる」(23～24頁)。短い引用ですが、これはフランス革命の原理と全く違うというか、フランス革命の原理への異議です。この間、一世紀がもう経過していて、百年間の問題を背にしてデュルケームはこういう提唱をしているのですが、地域的に個に還元された市民による代表者の選出ではなくて、諸団体を母体とする代表者の選出による議会の方が社会の要請に応えるんじゃないかという考え方ですね。デュルケームは、ただ単に職業団体が重要だと言っているのではなくて、個人＝市民をバラバラな、対立的な関係ではなくて、協調的な関係にしていく、そういう人間関係を作るためには、それぞれの職業団体において人間の教育、養成が必要であるという意味を込めて、こうした主張をしています。職業団体が重要なのは、そこでの人間の涵養ということがあり、職業団体を母体とする選挙制度を作っていけば、政治もまた変わってくるだろうという見通しに立っているわけです。

ヘーゲル：中間集団＝職能集団

フランスでは原理的にこういうことが言えるかと思うのですが、話をドイツに移してみると、事情は大分違ってくるように思えます。ここでもあくまで言説上の原理の問題なんですが、ヘーゲルの『法哲学』1821年(藤野涉他訳、「世界の名著」中央公論社、1967年)を取り上げてみます。同時に長谷川宏訳『法哲学講義』(作品社、2000年)を参照します。これは1824～25年度に、ヘーゲルが大学の講義で『法哲学』をテキストにして、説明や解釈を加えながら講義をした講義録の翻訳です。このふたつを訳として参照します。早速内容に入りますが、『法哲学』§188で市民社会のことが論じられます。「A 個々人の欲求の満足が自分の労働と他のすべての人の労働と欲求の満足とに媒介されていること——欲求の体系」。市民社会を欲求の体系とする有名な一節です。ここだけがよく引用されるのですが、ヘーゲルは続けて次のことを挙げています。「B 欲求の体系にふくまれる自由の一般性の実現。つまり司法活動による所有の保護」、「C 欲求の体系のうちに潜む偶然の要素に配慮し、ポリツァイ *Polizei* とコルポラツィオン *Korporation* によって特殊的利益を共同的利益とするべく努めること」。ポリツァイは藤野訳は「福祉行政」、長谷川訳は「社会政策」、コルポラツィオンはそれぞれ「職業団体」、「職能集団」です。市民社会は欲求の体系だけでも、社会政策と職能団体によって配慮、監督することで、特殊利益を共同利益にすべきだというのがヘーゲルの考え方になります。

ヘーゲルは職能集団をめぐって、§250 から§256 までの「職能集団」の項をテーマにした『法哲学講義』（487～497 頁）で詳しく説明しています。「職能集団は悪名高い呼び名です。とくにフランスではそうで、職能集団と特権階級には、革命以後、憎悪ばかりがむけられています」。こう前置きしたあと「職能集団ではまず特殊な利益が目的となる。・・・職能集団にあつては、同時に、個々の利益が組織化され、共同の利益が形成され、それを核に一定の集団が作られて、それが国家と本質的な結びつきをもちます。国家とのこの結びつきがもっとも重要な点です」。そして職能集団は社会政策（ポリツァイ）と同じ使命をもつが、社会を外から秩序立てようとする社会政策と違って、共同性を目指す活動にみずから参画すると述べて、「職能集団は家族と国家の中間項、しかも共同体の倫理に根ざす中間項」であると定義します。さらには、「常識的な国家論では、国家から個々の市民へと視点が飛び移るから、代議制を考える場合でも、個人は単独の個人として投票するといったように考えます」と指摘したあと、そこには視点の飛躍があつて、個人の利益には共同の利益が関与しており、「そのあいだには中間項が必要」で、それが「地域共同体ないし職能集団です」と言います。こうした考察に基づいて、「家族が国家の第一の倫理的根柢であるのに加えて、職業団体は国家の第二の倫理的根柢、すなわち市民社会に根ざす根柢をなす」（§255）という規定がなされます。

そして、すぐあとの§257 で、「国家は倫理的理念の現実性である」（藤野訳）、あるいは「国家とは、共同体の理念が現実となったものである」（長谷川訳）と国家の定義が出てきます。『法哲学』でのこの定義に関しては、『法哲学講義』で次のような解説を加えています。「国家は理性的な意志であり、理性的な意志は、その本質からして、自由で、自己同一の存在です。理性的意志たる国家は、自由そのものであるし、自由の実現体である。・・・理性が意志として実現される時、その意志のあらわれが権力です」（500 頁）。のちにイタリアの哲学者ジョヴァンニ・ジェンティーレが倫理国家論を唱えてファシズム国家を正当化する際に、ヘーゲルのこの国家論を援用することになります。

だいぶ飛んで§308 にいくと、「代議士は、市民社会から送り出されるという以上、市民社会の実情にかなう存在でなければならない。つまり、ばらばらな原子に分解された個人が、・・・その場かぎりに集まって代議士を選出するのではなく、もともと制度的にある地域共同体や職業団体の成員たる個人が、そうした団体のもつ政治的なつながりを踏まえて選出するのである」とヘーゲルは述べます。説明は必要ないと思いますが、ヘーゲルの考え方は明らかにフランス革命の原理とは違っています。フランス革命は、中間とか部分があつてはならないとするのに対して、ヘーゲルは中間とか部分がなければ個人と国家は結びつかないという主張です。二宮さんのふたつの系列で考えれば、フランスでは革命によって機能的・職能的結合が消えてしまうけれども、ヘーゲルの考えは、近代国家においてもふたつの結合関係をうまく国家の制度や統治の構造として組み合わせていかなければいけないという分析になります。

こうした考え方はヘーゲルのみならず、ドイツには根強くあるように思え、19 世紀のその後の議論でもずっと続いています。島田幸典『議会制の歴史社会学——英独両国制の比較史的考察——』（ミネルヴァ書房、2011 年）という本があつて、かなり私の問題観とも近くて面白かったのですが、ヘーゲルについてたとえば、こんなふうに記述しています。「ヘーゲルの眼に団体は、経済社会における特殊なる欲求が普遍的倫理へと媒介される結節点として映じている。いわば団体は、国家と市民社会がたがいに有機的に、つまり特殊と普遍が相互に

排他的なものとして分裂対峙するのではなく、普遍性のうちに特殊性が充填されるとともに、特殊なるものの追求が普遍的なるものの実現に寄与するようなかたちで結合されるために欠かせぬ媒介項なのである」(156頁)。この本については、これだけの引用にとどめますが、第二章の表題が示すように「国家形成史における『団体』の位相」という問題を検討しており、いろいろ参考になります。ドイツの場合はほかに、村上淳一『ドイツ市民法史』(東京大学出版会、1985年)があります。法学者で元東大教授の川島武宣が、市民社会を「自律的な個人のアトミスティックな集積」と捉えたことに対して、市民社会というのはアトムの個人からなっているのだろうかかと反論して、中間的諸団体とその倫理的自立性が市民社会を成り立たせているのではないかと主張します。そして国家と社会を秩序立てるうえでの中間的諸団体のありように関するドイツでの議論を丹念に分析していて、近代社会の結合原理とは何かということドイツの場合に即して考えるのに参考となる研究です。

ロマーノとロッコ

ここまでフランスとドイツにおける秩序形成にかかわる言説をたどってきて、かなり明確な対比がみられますが、私のももとの関心はイタリアのファシズムです。最初に言いましたように、フランス革命の前後から時系列をたどって、じゃあイタリアの場合はどうかという順序で考えてきたのではなくて、イタリアのファシズムが職能的結合によるシステムを作ろうとしていたことへの関心から出発して、翻ってフランスやドイツの議論を調べてみた、順序としてはそういうことです。そこでイタリアのファシズムの問題に移りますが、この場合もファシズムの具体的な事実の検討ということではなくて、原理的な事柄が中心となります。1909年の秋、サンティ・ロマーノという法学者が、ピーサ大学の1909～10学年度の開講講演で「近代国家とその危機」(Santi Romano, 'Lo stato moderno e la sua crisi')という講演をします。その要点は以下のようなことです。現在、近代国家の危機をもたらしている運動、それは一連の組織・結社の運動であり、これらの組織は職業ないし経済的利害のもとに個人々人を集団化しようとする共通の性格を帯びている。つまり、労働者、経営者、農工商従事者、公務員などの諸組合 *sindacati* であり、また協同組合とか、労働会議所とか、扶助団体などであると指摘します。イタリア語でシンダカート(フランス語でサンディカ)という語は多くの場合、労働組合を指して用いられますが、一般には職業に基づく組合のことで、経営者団体であれ、農工商従事者組合であれシンダカートです。ロマーノは、活発化している職業諸団体による運動はサンディカリズムと呼ばれているけれども、これはもっと広い意味で考えねばならないと言います。労働組合のサンディカリズムの主張としてだけ見るのではなくて、広く職能団体が再興して、それが国家制度に影響を及ぼす現象となっていることに注意を喚起するのです。

ロマーノは続けて、この現象は歴史の上で全く新しいというわけではなく、職業を基盤とする団体が再興してきたということであって、現在の職業団体の運動は社会諸関係がもはや国家と個人の関係だけではすまなくなっていることを表わしているのだ、とします。「職業」と訳しているのは *corporativo* という語ですが、ロマーノは、職業団体が個別利益の追求でなく、健全な発展をすれば、それに基づくシステムは、対立と闘争の源である過度の個人主義の弊害を和らげて、諸個人の連帯の感情、集団間の相互尊重と連帯をもたらす、国家制度を補完しながら、より整って緊密な社会秩序へ導く役割を果たすだろうと言います。しかし現

実には、一方でアトムの性格をますます失いつつある社会が個別利害による団体の組織化を進めており、他方で社会が自らの構造を国家の内に反映させようにも、それを可能とする法的制度的措置が欠けていて、この二要因が絡み合っている現在の国家の危機をもたらしていると分析します。ロマーノが注意を促しているのは、社会において職能的結合の組織化が強まっているけれども、国家は法的、制度的にそれとどのような関係を結んだらいいのか、その問題に直面しているということです。ロマーノはひとつの解決策として、古来の制度に見られた職業団体を母体とする利益代表を選出する方法があるけれども、そういう利益代表が政治的代表的任務を達成しうるのかどうかの問題があるとしながら、ここでの課題は現代の危機がどこにあるかを考えることであって、その解決策を示すことではないと言って講演を終わらせます。

次に、第一次世界大戦を経たあとの、もう一人の講演を紹介しておきます。1920年11月25日の法学者アルフレッド・ロッコによるパドヴァ大学の1920～21学年度開講講演で、「国家の危機と職業組合」(Alfredo Rocco, 'Crisi dello stato e sindacati')というテーマです。ロッコは大戦前から「イタリア・ナショナリスト協会」のメンバーで、政治的活動家でもあります。エッセンスだけを紹介しますが、「国家は日々、さまざまな組織・結社・組合によって浸食され、分解されつつあり、ロマーノが鋭く警告したように、職業組合の運動が国家の徐々なる分解に重要な役割を演じている」と指摘したうえで、「職業的組織、つまり現在流行の言葉でいえばシンダカリズム、より伝統的な表現でいえばコルポラティヴィズモは、あらゆる時代の自然な抑えられない現象である」とします。新しい現象ではなく、自然な現象であるのだけど、それを近代の自由主義が抑圧したのだとして、「自由主義はその機械論的、原子論的、均質論的観念から社会を均質な個々人の和、単調で無定形な集合とみなして、伝統的な職業諸組織を崩壊させた。ただ、かつての職業団体(コルポラツィオーネ *corporazione*)は、生産のすべての要素を結合・調和させて生産の増大に当たったのに対し、現在の職業組合(シンダカート *sindacato*)は経営者と労働者に分裂してそれぞれの利害の擁護のために戦っているという違いがある」と続けます。その違いはあるけれど、実はもっと重大な違いがあって、以前のコルポラツィオーネは「国家の枠内にあったのに対して、現在のシンダカートは国家の外にあり、しばしば国家と対立していることだ」と指摘します。ここでロッコは、国家の制度の中にある職業団体ということを明確に指摘して、自由主義イデオロギーが断ち切った伝統を、現在の国家が取り戻して、職業団体を国家の機関とすべきだという主張につながっていきます。それには、組合を個別利害の擁護から共通の目標達成の組織に変える必要が当然出てくるわけで、ロッコはそのために、労働組合と経営者組合が合体した混合組合 *sindacato misto* の形成を提唱します。ふたつをミックスするということです、そして、この混合組合は経営者、労働者のほかに技術者・中間管理者を加えた三部門で構成されるという構想を打ち出します。

ファシズム

ナショナリストのロッコの主張は非常に明快で、いずれロッコはファシズム体制を築く立役者となります。とりあえず、ここではロマーノとロッコだけを挙げましたが、もちろんほかにもいろいろな議論があって、ファシズム運動が進んでいきます。ムッソリーニ内閣ができるのは22年10月31日で、その年の初めの1月24日、ファシスト系労働組合の「全

「国労働組合連合」Confederazione Nazionale delle Corporazione Sindacali、が結成されます。労働組合名にコーポレーションとサンディカのふたつの言葉がありますが、sindacali が業種ごとの種々の労働組合を表わしていて、Corporazione の語は、それらの労働組合が中央で一體的な職業団体を表現するという意味で使われています。コーポレーションという語の意味は非常に多様で、18 世紀、19 世紀、20 世紀を通じて一義的に訳したり、考えたりすることは危険で、それぞれの場合に、ここでのコーポレーションはどのような意味なのか、それをはっきりさせながら考えていくことが必要です。この組合の書記長はエドモンド・ロッソニ Edmondo Rossoni という人物で、サンディカリスト系の労働運動の活動家です。ロッソニは、ムッソリーニ内閣が成立した直後の 23 年 1 月 18 日に、労働組合と経営者組合を結合した統合サンディカリズム sindacalismo integrale という考え方を提唱します。さっきのロッコは、ミックスして国家の中に制度化するという構想ですが、ロッソニの場合は労働者の立場からの主張で、インテグレートしたサンディカリズムにすべきだという主張です。つまり、組合を国家機関にするということではなくて、経営者を労働者の側に取り込む形の組織にしようというわけで、サンディカリストの発想です。経営者側は、もちろんこれには断固として反対します。

22 年 10 月に成立したムッソリーニ内閣は諸政党からなる連立内閣で、議会も選挙法は変更されるけれども、以前からの継続した制度です。そこで 1923 年から 24 年にかけては、これからどのような国家と社会を作ったらいいいのか盛んに議論されます。たとえば、これもサンディカリスト出身で、ムッソリーニに近いセルジョ・パヌンツィオ Sergio Panunzio という人物がいて、ファシズム体制の下で法理論をいろいろと論じる学者ですが、各市民を何らかの組合に所属させて、組合を国家機関にするという考え方を唱えたりします。また、ファシスト党内に国制改革 15 人委員会（上院議員、下院議員、有識者から各 5 人）を設置（24 年 9 月 4 日）しますが、あまり大した結論ができません。この間、統一社会党の下院議員マッテオ ヲッティが、ムッソリーニ側近のファシストに殺害される事件が起こって、内閣危機の状況に追い込まれますが、強硬派ファシストに押されたムッソリーニが反撃に出て、25 年 1 月 3 日、議会演説で非常に強硬な方針を示します。そして、この演説をきっかけにファシズム体制というものが作られていきます。

ファシズム体制の分析が目的ではないので、その検討は省いて、これまでの脈絡と関係する問題に絞って言及していきます。まず、25 年 1 月 6 日に、ロッコが法務大臣に就任します。そして 25 年 1 月 30 日に、こんどは政府のもとにですね、さっきは党だったんですけど、公的な機関として国制改革 18 人委員会が設置されます。これはソロン委員会と呼ばれたのですが、ヘーゲルのところで触れた倫理国家論を唱えるジェンティーレが委員長になります。ムッソリーニは、最初のうちはジェンティーレが唱える倫理国家論に頼ろうとしたというか、ジェンティーレに国家論を依拠している面があって、大百科事典でファシズムの項目をジェンティーレに書かせています。国家論の哲学的な意味でということですがね。今回のテーマの流れとは関係ないのですが、一言ついでに言うておくと、この年の 4 月 21 日、ジェンティーレが「ファシスト知識人宣言」を起草します。それに対して 5 月 1 日、すぐにクローチェは「ファシスト知識人宣言に対する作家・学者・著述家の回答」を多くの作家、学者、著述家の署名を集めて発表します。これは「反ファシズム宣言」としてよく紹介されますけれども、内容は政治と文化の混同に対する批判で、直接にファシズムを批判したわけではあ

りません。クローチェはファシズムを、世界大戦後のイタリアの混乱した事態を收拾する秩序回復力として見ており、ファシズムに反対はしていません。ただ、ジェンティーレとの関係は悪化しています。クローチェとジェンティーレは、実証主義に対してイデアリズム *idealismo* (観念論、理想主義) を唱えて、20世紀のイタリア文化界を牽引してきた両輪です。理論的な論争はしているけれども、協力してイデアリズム論を展開してきた間柄です。だが24年秋ころから、クローチェはジェンティーレを批判し始めます。それはジェンティーレがファシズムを支持しているからというのではなくて、政治と学問を混同していることへの批判です。のちに、ジェンティーレは哲学をファシズムによって汚染したとまで言いますが、「反ファシズム宣言」と呼ばれている文書は、政治と文化の混同に対する批判を内容としたものです。この段階で二人は決裂して、こののち顔を合わせる機会があっても口を利くことはなかったようです。

話を戻しますが、ムッソリーニはジェンティーレに国制改革委員会の委員長を託し、7月に報告書が提出されて、さまざまなプランが記されますが採用には至らず、結局この委員会の議論も結実しません。そんな時期の25年8月30日、ロッコが、ロッコのペルージャ講演として有名になるんですが、「ファシズムの政治理論」という講演をします。これは、歴史的に古代からファシズムに至るまでの国家のあり方といったことを論じた内容で、ムッソリーニがえらくこれに感心して、褒めます。おそらくムッソリーニは、ジェンティーレの国家論は哲学的議論としてはいいけれども、現実の制度問題となると具体的でないかと判断して、ナショナリスト出身のロッコの国家論に注意を向けたのではないかと考えられます。ロッコは法務大臣の地位にあって、次々と法制度の改革に取り組んでいきます。

25年10月にファシスト系労働組合の「全国労働組合連合」と経営者側の全国団体である「工業総連盟」の間でヴィドーニ館協定が結ばれます。ファシスト系労働組合が排他的交渉権を持つという協定です。労働組合は、社会主義系、カトリック系、自由主義系それぞれがまだ存続しているのですが、今後経営者は他の労働組合との交渉はしないで、ファシスト系の労働組合とだけ交渉して、そこで合意した内容が全労働者に適用される、そういう協定です。経営者側にとっては、自分たちに都合な条件で労働組合と交渉するためには、労働組合同士の間で競争があった方がいいわけですから、ファシスト系労働組合が排他的な交渉権を持って、それに制約されてしまう事態は好ましいとはいえません。そこで、見返りに工場内部委員会が廃止されます。工場内部委員会というのは、第一次世界大戦中の戦時動員体制の中で作られたもので、労働組合とは違って、作業現場ごとに代表者が選ばれます。労働の現場に最も近い委員ということです。その工場内部委員会が、経営者との折衝する慣行だったのですが、ファシスト労働組合が排他的な交渉権を持つ代わりに、工場内部委員会が廃止されます。工場内部委員会は、作業現場の労働者の要求を直接もってきますから、経営者には煩わしい組織だったのです。このあと「工業総連盟」は、団体としてファシズムに加担することを決めて「ファシスト工業総連盟」の名称になり、幹部はファシズム大評議会のメンバーになります。

協同体＝コルポラツィオーネ

ヴィドーニ館協定以後の新たな労使関係を全面的に整備する必要から、26年4月3日、『集団的労働関係規制法』という法律が制定されます。これはロッコによって作成され、通称ロ

ッコ法と呼ばれますけれども、第1章第3条に「使用者団体と労働者団体は中央の連携諸機関を通じて合議しうる」という規定が出てきます。この法律は労働裁判所の設置を定めて、労働争議はこの労働裁判所で裁くこととし、労働者のストライキや経営者のロックアウトなど争議行為を禁止するということが知られているのですが、実はロッコは、この規制法の中に年来の主張である混合組合の構想を盛り込もうとしたのです。けれども、経営者側の強い抵抗でこれはダメになります。それで第1章第3条のような、曖昧な表現になっています。ところが、この曖昧な表現から急速に協団体構想が浮上してきます。この法律のあと、『(規制法) 実施のための主要諸規定』(26年7月1日)という国王勅令、名称は国王勅令ですが、政令ですね、それが出されます。その第42条で「(規制法) 第3条による連携諸機関は協団体 *Corporazione* を構成する」という文言が出てきて、続く43条で「協団体は法人ではなく、国家の行政機関である」と規定します。ここでコルポラツィオーネという表現が突如として出てくるわけです。「協団体」という訳でいいと思いますが、要するに連携諸機関は協団体というものなんだということです。そしてこの協団体は、法人格を持つ民間組織としてではなくて、国家の行政機関として設置するという、そういう規定です。さらにその翌日(7月2日)の勅令、つまり政令第1条で「協団体省 *Ministero delle Corporazioni* を設置する」と表明し、第4条では「同省内に協団体全国評議会を設置する」と矢継ぎ早の規定が出てきます。この全国評議会の構成メンバーもこと細かに定められて、協団体相が議長で、関係省庁、経営者団体、労働者団体の代表が数人ずつに、その他いくつかの事業団の代表です。すぐ後の政令(7月14日)で、メンバーにファシスト党書記長も加えられます。

ここで少しファシスト党について説明しておきます。イタリアのファシズムは、ナチズムの全体主義、ボルシェヴィズムの全体主義、私自身は両者を一緒にはしませんが、ナチズムやボルシェヴィズムとは違って全体主義的ではないとハンナ・アーレントなどによって言われてきました。ナチズムとボルシェヴィズムは、国家に対して党が優位に立っているのに比べて、ファシズムでの国家と党の関係は国家が上位で、党は国家に従属しているという見解です。それで、研究者の間でファシスト党の役割は軽視されていて、長い間それが通説でした。その根拠とされたのは、政府機関と党機関の関係をめぐって、ムッソリーニが知事宛に発した通達の次のような文言です。「知事が、県における国家の最上位の権威である。知事が中央行政権の直接の代表者である。・・・党は、革命が達成されたいま、中央においても地方においても国家意思に自覚的な道具でしかない」(27年1月5日)。県知事と党県連書記長の権限争いがしばしば起こって、これに対してムッソリーニは県行政のトップは知事であると裁定を下したもので、これがファシズムの場合の党従属説の根拠とされてきたのです。しかし、制度上の関係としてはそうであっても、実際にはファシスト党は、国家と社会の諸機関の中に必ず位置を占めて、あらゆるところに浸透します。ムッソリーニが「党は体制の毛細管組織である」と言い、また「党の任務は権威の行使というより、献身的な伝道である」と言うように、政策集団としての通常の政党とは違った性格を帯びた政党として機能しており、ファシズムにおける党の存在の仕方ということは、国家と党の優位関係といったこととは別の観点から見るのが重要です。たとえば政・労・使の三者協議は普通に見られるとしても、ファシズムのもとでは、これに党が加わって政・労・使・党の四者協議になるように、党はいたる所に介在して、ファシスト党の役割は考えられている以上に大きかったことを指摘しておきます。

コルポラツィオーネ＝協同体に戻りますが、お話したように、協同体というものが国家機関として設置されることが表明され、26年7月2日に協同体省が立ち上げられます。この動きを受けて、協同体とは何かという疑問と関心が当然出てきます。このあと数年間、政治家や研究者の間で協同体をめぐる議論が実に活発に交わされます。大学に専門講座が設置され、雑誌で継続的に特集が生まれ、全国規模の研究集会が開催され、シリーズ出版が企画されるといった具合に、協同体論争の花盛りの状態が生まれます。けれども協同体全国評議会の設置が決まったあと、行政の側での制度上の具体的な措置はなく、実体のないままに議論だけが進んだという状況です。

協同体の制度的な措置はありませんが、ファシズム体制にかかわる措置はこの間にもいろいろとみられます。例えば28年5月17日に、政治的代表者を選出する新たな法が制定されます。これは国会議員の選出方法、要するに選挙法ということですが、上院は従来通り、国王・内閣が任命する議員で構成することに変わりはありません。問題は下院で、これまでは地域ごとの選挙区から選出されていたのですが、選挙区の基盤を地域から職業団体に変更します。つまり代議士の選出は、その地域の有権者＝市民ではなくて、業種ごとの全国職業団体連合がまず候補者リストを作ることになります。候補者リストの作成は、職業団体だけでなく、一定の法人及び団体にもその資格が与えられますが、これらの組織が候補者リストをファシズム大評議会に提出して、ファシズム大評議会がその中から議員定数だけの候補者に絞って、そのリストを一括して全国投票にかける、という仕組みになります。有権者＝市民はそのリストに賛成か反対かを投票するだけで、いわば国民投票みたいなものです。そういう職業団体を基盤とした選挙制度に変えるわけです。ファシズム大評議会というのは、22年10月にムッソリーニ連立内閣が成立したとき、国家と党の要職にあるメンバーで構成したもので、内閣の上位にあるいわば非公式な組織だったのですが、28年12月9日に法制化されて国家機関となります。そして、「体制の諸活動を調整し統合する最高機関である」と規定します。これもまた曖昧な表現で、なんの最高機関であるのか定かでない。1848年制定の憲法が現行憲法で、その憲法は「国王が国家の最高の長である」と謳っていますが、それとの関係もはっきりしておらず、ともかくファシズム大評議会が最高機関になります（付記：レジュメと当日の報告では「国家の最高機関」としたけれど、規定では「国家の」ではなくて、「最高機関」だけであることを訂正しておきます）。

こうしたファシズム体制の制度整備は続きますが、「協同体」は制度としてはまだなくて、名前があるだけです。けれども、いま言いましたように議論だけは進みます。30年3月になってようやく『協同体全国評議会法』が制定されますが、議会では、協同体に経済運営の実行性を与えようとする労働組合出身の議員と骨抜きを凶る経営者側の議員との間で激しい討論が交わされ、ファシズム時代の議会討論の中でも白熱したもののひとつとされています。この法律にかなりこまごましたことを盛るのですが、まだ協同体の具体的な措置にはいきつきません。ちょうど世界は大恐慌で、資本主義諸国は深刻な事態になっていて、イタリアでも恐慌の影響はあるのですが、イタリアでは資本主義とも社会主義とも違う第三の道、つまり協同体主義 *Corporativismo* を目指していて、それが危機を克服する最善の方向だというようなことが盛んに宣伝されます。それでローマ駐在のアメリカやイギリスの大使館、それに日本大使館もそうだったでしょうが、第三の道とされる協同体主義というのは一体どんなものなのか、果たして恐慌の克服に効果をもつのかといったことを、まだ実体はないけれども

関心を示して本国に報告しています。

イタリアでも実際には恐慌で打撃を受けていて、その対策として33年1月に産業復興機構IRIという機関が設置されます。詳しいことは省きますが、省庁からは独立した半官半民の、日本でいえば公社公団にあたるような組織で、この機構が銀行や企業の救済を通じて産業構造に大きな影響を及ぼしていきます。協同体論争とは別のところで、現実にはもう経済のシステムが変わってきているわけです。そうした中でようやく、34年2月5日に『協同体法』が制定され、5月29日に22の協同体(コルポラツィオーネ)が設置されることとなります。どのような基準で22の協同体になったかという問題があるのですが、基本的には業種別に分類されたと言っておきます。労使関係とは直接かかわらないサービス業や自由業などにも協同体が設置されて、そのひとつに「演劇協同体」があって、たとえば映画の企画などはこの協同体で審査されて許可を得るということとなります。官庁組織に関しては、労使関係と考えるべきではないということで協同体は設置されず、国家公務員や地方公務員は協同体の外の身分です。

こうしてできあがった「協同体」の実情については、実はあまり研究がないのです。ファシズムの研究はある時期まで、反ファシズムの立場の人のものが多くて、その人たちはファシズムの唱えた協同体主義は内容をもたない宣伝であるとして、研究の対象にしてこなかったのです。経済問題に関しては、むしろいま触れた産業復興機構の主導的役割とか、半官半民の組織のありようなどが注目されて、そちらの研究はかなり進んだのですが、協同体に関しては研究が手薄で、かえって当時関心を抱いた人たちの記録や報告が役立っている状態です。協同体問題は、中央の活発な議論とは別に、末端の現場ではあれこれの手続きとか規制に縛られた様子が垣間見られて、研究の進展が望まれるところです。最後にひとつ付け加えておくと、先ほど言いましたように下院議会は職業団体を選出母体とする制度に変わっているのですが、39年1月にさらに変更されて、「下院を廃してファッシ・協同体議会を設立する」ということとなります。ファッシは党のことで、「同議会はファシスト全国評議会と協同体全国評議会メンバーで構成される」と規定されます。

みてきたようにファシズムはヨーロッパ史の市民的結合と職能的結合の議論の系譜の中に位置しています。フランス革命は国家と個人＝市民のいわば一元的結合の原理を打ち出したのに対して、ヘーゲルは家族—市民社会—国家の関係の中での職業団体の意味を強調して、多元的結合を唱えます。ファシズムは職能的結合を呼び戻すのですが、これは職能団体を中間団体とする多元的結合の構想ではなくて、市民的結合に取って代わる、別の形の一元的結合となります。秩序形成における多元的結合の困難さにかかわる問題と言えます。以上です。

【質疑】

近藤：すごく充実したお話で、感激しています。

北原さんは二宮さんの社团的編成論からインスピレーションを受けておられますが、しかしまた、それに対する批判的な論点も示唆されたように思われます。少なくともフランス型、イタリア型の近代では単一不可分の国家編成というイメージ・主張が続くわけですが、19世紀末にはデュルケームなどがそれに疑問を呈する。ドイツはまた違う型の近代が展開し、イギリスは貴族制度とミドルクラスの効用本位、そしてチャリティを併用した秩序でやっています。近代から現代にかけて「社会問題」がどこでも喫緊の 이슈 となりますが、それに

対する対応として社会主義や福祉国家やファシズムが展開するに際して、近代の単一不可分の国家原理に反対をとる知識人が何人も紹介されました。コルポラツィオーネが 20 世紀の政治社会でファシズムの編成原理として展開するというご指摘には、いろんなことが含意されていたような気がします。

では、第一部について質疑応答に移りたいと思います。

長谷川貴彦：北海道大学の長谷川です。大変面白いお話をありがとうございました。私はイタリア史の知識が全くないので、全くの誤解かもしれないのですが、全体のストーリーとしては、北原先生としては、近代市民社会の中では、空間的には地域代表として地域を基盤とした制度というのがあり、機能的・職能的な関係が原理的に消滅して、ファシズム期に機能的・職能的な関係が復活するということになる。それでは、ファシズム期には、地域的な要素というものが、これは消滅するのですか、それとも残っているのでしょうか。

北原：政治的代表的選出の基盤としての地域的要素はなくなります。けれども地域は地域で大衆動員の場として意味を持ちます。25 年 5 月 1 日に全国労働余暇（ドーポラヴォーロ）事業団が設立されています。この例に見られるように、ファシズムは半官半民的な公社、公団、事業団のような組織を作って、そこに既存の関連諸団体を吸収して、もちろん党もかかわるし、専門家やボランティアも加えて、生活の場で大衆動員をはかります。全国労働余暇事業団とはそういう性格の組織で、そのほか青少年を対象とした全国バリッラ事業団とか、人口増大政策に基づいて母子の健康を管理する全国母子事業団などがあって、それこそ総活躍社会です。これは今のことですが、外国のメディアで一億総活躍を英語でどう表現したらいいのか困っていたら、それは端的にナショナル・モビリゼーション **National Mobilization** でいいんじゃないかという声があったそうで、正しいと思いますね。

金井光太郎：私アメリカ史をやっております、東大西洋史の中でアメリカ史はあんまり入っていないということで、極めて残念です。私は法学政治学でアメリカ政治史・外交史の出身なんですが、今回の話を聴かせていただいて、やっぱりヨーロッパと英米との差異というか違いというものが非常に見えたんじゃないかなということです。ひとつ細かいことを言えば、中間団体といった場合に、それは特権というものと結びついているのか。中間団体というものを厳密に見ていった場合、それは何かというと特権というものが与えられるか与えられないか。そういうところで、アメリカの場合ですと何らかの組織に特権があるということに対しては非常に強く反発していて、平等性、市民からの平等ということを追求めた。それがひとつ非常に具体的なことで聞きたかったことです。もうひとつの場合は、アメリカそしてイギリスもかなりそうだと思うんですけど、中間団体に相当するようなものとして、ボランティア・アソシエーション (**voluntary association**) というものが非常に活発に行われるようになってくる。そういう中間団体、ボランティア・アソシエーションというものと、職能という団体、ただいづれにせよある意味でボランティア・アソシエーションというのも中間団体としてみられなくもないと思います。それを中間団体としてアメリカでは特に作られていった。ただそれは権力を伴わない。そういう中間団体があってこそ、個人の中の、トクヴィルが言うようなあの「正しく理解された」利益が見えるようになり、そういう形で個人と中間団体と公益というものをつなぐことになる。そういうアメリカの道筋と、フランス、ドイツ、イタリアでは随分違うんだなということを考えさせていただきました。そして、最後の問題として、このファシズム期というのはやっぱり社会・経済というのは随分違ってきて、100

年、200年経ってきて、ある種の大衆化の時代、それから大量生産・大量消費の時代になる。そうしますとアメリカの中でも、鉄道が発展して、やがて自動車が出てくると、島社会の終焉を迎える。そういうふうになっていった時に、地域の持っている一体性が非常に揺らいでいく。いろんな社会活動をやっていく時に、地域の中では信用とか評判とか、それに基づいて地元で市民的な活動を行い、経済的な活動が行われるという社会がどんどん崩れていく。どんどん大量生産の企業が入ってきて、そこの競争のなかで地元の方がどんどん負けていく。そういうことで、ひとつひとつの個人・市民というものに基礎を置こうとする政治的な秩序、むしろコミュニアル秩序ができない。その結果、業界化、組織化による秩序が取って代わります。例えば法曹団体つまり弁護士会とか、そういうものも強化されていきますし、医師会というものも厳密にできていって、きちっとした学位を持たないと医者になれない、ニセ医者というふうにされていってしまう。大量生産で大企業になっていく、独占企業になってくる、何万人の従業員がいるような巨大組織ができあがっていく。それをどう管理していくかというものがずいぶん変わった形になってゆきます。技師などの場合も、基準を会社ごとに作ったってものはや仕様がないわけで、明確な技術水準を維持していくために全国団体を作っていく。そういういろいろな業界でそういうものが作られていくというのがアメリカの20世紀において急速に起こって、そのような全国団体が社会秩序になる。ただアメリカの場合、必ずしもそれが直結的に政治秩序にはしていけない、選挙の母体にはしない。ただ圧力団体とかそういうのをに入れて、政治の実際の動きから言えば、そういう職能団体が大きな政治力を持ったことは間違いないとしても、その仕組みの作り方として、公的な政治組織の中に位置づけようとするかしないか、というのが随分ヨーロッパとアメリカの場合では違う。ただ、アメリカの場合大恐慌期に入っていくと、ここで話し下さった労働組合が一生懸命どういうふうにして秩序を作っていくか、交渉をどういうふうに行っていくかというのでいえば、ある種社会経済的秩序が形成されました。アメリカのニューディール期というのは労働団体をしっかり作って、NLRB (National Labor Relations Board 全米労働関係委員会) それを作って、体制を作るということになってゆきました。そう考えると、国家がそういう極めて大きな産業化体制になっていった時に政治と団体は欧米ともに同じ傾向にある。それをどうやってシステムの中に入れるかに欧米の違いがあると感じました。どうもありがとうございました。

近藤: すみません、もうちょっと個別的なことでちょっと質問しますが、26年7月1日のところで、コルポラツィオーネが構成されますね。43条で協団体、コルポラツィオーネは法人ではなく国家の行政機関であるという場合に法人というのはイタリア語では何と仰るのですか。

北原: イタリア語で法人の表現はいくつかあって *ente morale* とか *corpo morale* とか言いますが、この場合は *personalità giuridica* です。ここでは「協団体」は民間団体ではなくて、国家の行政機関であるということを銘記しているわけです。

近藤: そういう国家の機関であるという性格は、30年3月20日の全国協議会法にも生きていますか？

北原: 協団体省という省の内部の委員会ですから、純然たる国家行政の機関です。

近藤: それは一種の、現代日本に引き付けて言うと、独立行政法的なもの、それとも官庁そのものですか。

北原：官庁そのものですね。

近藤：なるほど。じゃあ33年1月23日の産業復興機構は、公社、公団とおっしゃいましたけど、これは一種第三セクター的なものですか。

北原：そのとおりです。私は、経済問題にしても大衆動員にしても、こうした公社、公団、事業団のような機関を設置して、この種の機関が従来の行政機関では対処できない問題を取り扱ったところに、ファシズムの大きな特徴があると考えています。これらは省庁内部の組織ではなくて、独立した組織で、その構成メンバーは先ほども言ったように、省庁関係者、党関係者、専門家、地元名士、ボランティアなどあらゆるところから編成されます。ただし、産業復興機構のような高度の専門性を必要とする組織はテクノクラート・エリートが主導します。どこでも同じですが、既存の省庁行政は慣例にこだわって守旧的であって、ファシズム政権はそうした壁を破る効率性を求めて、この種の機関を作って行政運営をしていくわけです。これは並行行政とか第二行政と呼ばれるのですが、私はファシズムの国家行政を検討するうえで、この点は非常に重要だと考えています。

近藤：そういう法律措置も伴う制度的な改革・再編をやりながら同時にファシズムが運動として力を持つあるいは国民を動員するためには、先ほどおっしゃったドーポラヴォーロですか、レジャーの組織化などが重要だったわけですね。これは『社会運動史』の7号に書かれた論文ですね。スポーツとかエクスカッションとか音楽会、演劇会、フォークロア、それから厚生福祉活動等々についてのいろんな活動・事業を組織するというのも積極的にやっていくということなんですね。ただ、今日はそういうコーポレーションという言葉が時代的にも文脈的にもいろいろな意味を持ちうるんだということを柱にお話してくださいました。

北原：柱にというか限定して、ですね。

高澤紀恵：ありがとうございます。国際基督教大学の高澤です。フランス史を勉強しております。200年以上にわたる非常に見通しの大きなお話をいただいて、アンシアン・レジーム研究をやっている意義が改めて分かったような心持がいたします。ありがとうございます。頭の中でぱーっと風が吹いたようで、ファシズムにいたる非常に広い見通しを得ました。また、アンシアン・レジーム研究の中で何を考えなければいけないのかということも見えてきたように思います。一点だけお尋ねしたいことがあります。冒頭で1791年憲法のご紹介がありましたが、フランスの1791年憲法の話というのは実は二階建てになっているんじゃないかと思います。ひとつは、王国が単一にして不可分であるということ、それから二段階目として主権の担い手が国民であるということ、この二つです。主権が単一にして不可分であるという部分については、革命ではなくてもうちょっと前、17世紀に国王主権論が形成される中から、主権とは分かつことができないのだということが言われるようになってきたと思います。例えばカルダン・ル・ブレのような人たちが、国王こそが単一にして不可分な主権の担い手である、という議論を作っていたと思います。つぎに革命において、主権の担い手を国王からナシオンに移した、という順序になっているのではないのでしょうか。革命が、主権の担い手をナシオンに移したところから、フランスは原理的な大問題を抱え込んだのだらうと思います。個と対抗するジェネラルなもの、個と対抗するパブリックなもの二つは、きれいいには重なるわけではない。個をどれほど集めてもジェネラルなものになるわけではないし、またパブリックなものが自生的に生まれるわけでもない。このようなズレがあるところに、ル・シャブリエ法のように中間的なものを全部取り払ってしまったことで、19世紀の

フランスにあれほど激しい政治的変動をもたらされたのだろう、と思うのです。いずれにせよ、国家主権という問題と誰がそれを担うのかという問題が多少時期的にずれるのではないと思うのですが、この点について北原先生はいかがお考えでしょうか。

北原：今日の話はただ言説をたどっただけのことですが、その問題は第二部の方で関連してくるかも知りません。第二部ではパトリとかナシオンとか、それに代表制民主主義とか、フランス革命との関連でもう少し具体的に考えてみようかと思っています。

近藤：それは第二部で議論すればいいことかもしれませんが、微妙な問題として聞いてまして、北原さんはプーブルとおっしゃった、高澤さんはナシオンとおっしゃった。ふたつはイコールなのかという問題もありえますよね。

高澤：今言った事柄は、公共善をどう捉えるかという問題につながってくるのではないかと思います。

第二部 フランス革命期のパトリオティズムとコスモポリタニズム——姉妹共和国論とイタリア三年革命

北原：コスモポリタニズムという科研のテーマだそうなので、それを念頭にして無理にいろいろ結びつけた話です。第二部の舞台はフランス革命の総裁政府 *Directoire* の時期です。フランス革命はしばしば、ロベスピエールが処刑されたところでひとつのサイクルが終わって、そのあとバブーフの陰謀があるけれども、たとえば柴田さんが、「テルミドール9日以後、総裁政府を経てブリュメール18日に至る五年間は・・・長い戦争の間に形成されてきた軍部勢力へ徐々に身を委ねるプロセスである」（柴田三千雄『近代世界と民衆運動』岩波書店、1983年、264頁）と書いているように、総裁政府期に関しては独自の考察はなされなくて、ナポレオンが登場するつなぎの時期のように見られることが多かったと言えます。

けれども、ミシェル・ヴォヴェルのあとを継いでフランス革命研究所所長になったピエール・セルナという研究者が、しばらく前から総裁政府期の重要性を強調しています。総裁政府期には、革命を継続して共和政を確立しようとする運動、代表制民主主義の実現を図ろうとする努力、周辺諸国との関係への熱心な働きかけなどに取り組んだ人たちの活動があり、これらは現代につながる問題群であって、非常に重要な時期なのだと指摘しています。日本に来た時の講演が『歴史評論』2010年2月号に掲載されていて、セルナの考えが良く示されています。この夏にも来日していましたが、ピエール=アントワヌ・アントネル *Pierre-Antoine Antonelle* (1747~1817) という人物を研究した博士論文、500頁の大著：*Pierre Serna, Aristocrate révolutionnaire. 1747-1817* (Paris: Éditions du Félin, 1997)があって、これの刊行を始めとして実に多くの論文を発表しています。セルナが総裁政府期を重視するのは、このアントネルの活動と関係しているのだから、まずそれを手がかりにいくつか問題を考えていくことにします。

バブーフの陰謀とアントネル

最初にバブーフの陰謀です。1960年代のソブール・柴田史学は、ジョルジュ・ルフェーヴルの複合革命論を継承しながら、ジャコバン主義とサン・キュロット主義の二要因を軸としてパリにおけるフランス革命を分析していて、バブーフの陰謀もこの二要因が合流した運動

と理解しています。バブーフの陰謀に関しては、日本では柴田さんの研究が唯一のもので、1968年の出版ですからもう半世紀近くなりますが、非常にレベルの高い研究です（『バブーフの陰謀』岩波書店）。陰謀の発端として1796年3月下旬、公安秘密総裁府が結成されます。これはバブーフ、マレシャル、アントネル、ルペルティエの4人で構成されます。ここでアントネルが出てきます。この10日ほど後に、新たにブオナッローティ、ダルテ、ドゥボン の3人が加わって、陰謀の指導部＝秘密総裁府が成立します。柴田さんは7人の活動歴を調べて、バブーフ、マレシャル、アントネルがサン・キュロット主義の系列、ブオナッローティ、ダルテ、ドゥボンがロベスピエール＝ジャコバン主義の系列、ルペルティエは中間派と分類します。

柴田さんは著書の中で、アントネルについてかなり言及しています。アントネルが貴族の出であり、アルル市長（1790年）、立法議会議員（91年）、革命裁判所陪審員、逮捕（94年3月18日）、釈放（94年8月5日）、『官報』編集責任者（95年11月30日～12月9日）などの経歴をもつこと（前掲書171頁）、そして「一貫しているのは、反政府的な共和主義者を統一させる志向」（232頁）であることも指摘します。そのうえで「サン・キュロット運動との直接関係は検証されないが、ロベスピエール派とは対立する立場にあった」（172頁）という理由でサン・キュロット主義に分類します。バブーフの陰謀を二系列の合流と考えるので、どちらかに分類せざるを得なかったということです。

バブーフの陰謀を知る最大の手掛かりは、ブオナッローティが1828年に発表した『平等のための陰謀、いわゆるバブーフの陰謀』（*Bruxelles: Conspiration pour l'égalité dite de Babeuf*）です。柴田さんは、独自の史料分析とブオナッローティの記述とを照らし合わせながら、ブオナッローティの書を慎重に使っていますが、ある部分ではブオナッローティの記述を前提にせざるを得ない場合も出てきます。総裁政府の共和派結束政策が破綻して、パンテオン・クラブが閉鎖（1796年2月28日）された後、結束政策に反対して孤立していたバブーフが「やがて反政府運動の中心者としての権威をもつに到った」（158頁）と柴田さんは指摘します。つまり、孤立していたバブーフが反政府運動の中心になったということが、ブオナッローティにも柴田さんにも前提とされるわけです。

ここでセルナのアントネル研究に移りますが、セルナはアントネルの側からアプローチして、果たしてバブーフは中心だったのかと疑問を呈します。1792年から1800年まで発行された共和主義の立場の日刊紙に『自由人新聞』*Journal des Hommes libres de tous les Pays (Paris)*があります。アントネルはこの新聞の主要な執筆者です。セルナは1990年代前半の数年間、シチリア島のカタニア市で過ごして、カタニア大学所蔵の『自由人新聞』のマイクロフィルムを利用してアントネルの研究に取り組んだと言っています。そして、総裁政府下でのアントネルの主張を調べると、その基本的な考え方は共和派を結集して運動を進めようとしたことにあると指摘します。このことは、柴田さんも触れていますが、あまり注意は向けていません。一方、セルナはここからブオナッローティ＝柴田とは違った解釈を導き出します。セルナの解釈によれば、アントネルは総裁政府に対抗するために共和派全体がまとまって運動を進めるとする立場だが、その立場からすると、バブーフの平等主義の主張はラディカルで突出しすぎであって、結集した運動の妨げになるとみなしていた、そしてバブーフの突出は運動の中心にいたことを表わすのではなく、むしろ孤立状態を示すもので、その突出を抑えるためにアントネルの側から働きかけて、それが最初の4人による秘密総裁府の結成だっ

たのではないか、というのです。4人のうちのルペルティエは、暗殺された旧ジャコバン派議員の兄が殉教者視されていて、その弟として周囲で敬意を受けており、また『自由人新聞』の執筆者でもあって、アントネルと立場を同じくしており、二人とも知名度の高い人物です。セルナの解釈は、バブーフの陰謀の発端である秘密総裁府の結成は、この二人がイニシヤティブを取ったということになります。つまり、総裁政府下でいろいろなグループの運動があって、それを結集するうえで、孤立状況のバブーフが単独行動に走ることをないように、アントネルの側から接触して説得を試みた、とみるわけです。これはセルナだけでなく、セルナと共に総裁政府期の見直しを精力的に進めているベルナル・ゲノーという研究者もそうした解釈です (Bernard Gainot, *1799, un nouveau Jacobinisme?* (Paris: Éd. du CTHS, 2001); Idem, *La democrazia rappresentativa: Saggi su una politica rivoluzionaria nella Francia del Direttorio, 1795-1799* (Milano: Guerni e Associati, 2010))。セルナはさらに、秘密の陰謀というものは元来貴族の特性で、歴史的にそうした経験を積んでおり、それに対してサン・キュロットやバブーフはこれまで公開性や透明性の主張をして秘密性を排しているわけで、この面でもアントネルのイニシヤティブがみてとれるとしています。

けれどもその後の経過は、秘密総裁府に新たにブオナッローティ、ダルテ、ドゥボンたちが加わって平等主義を目指す運動が進んでいき、アントネルとルペルティエは途中でこのグループから離れます。ですから、アントネルの介入で、実際に生じたバブーフの陰謀の性格自体が変わったということではないのですが、セルナはこうしたアントネルの活動を辿ることで、総裁政府期における諸運動の性格を明らかにしようとするのです。バブーフの陰謀は事前に発覚して、1796年5月10日に主要メンバーの逮捕が始まり、アントネルにも逮捕状が出ますが、彼はしばらく潜伏して、この間「パリ近郊の隠遁者」の筆名で論陣を張っています。裁判の判決はよく知られているように、バブーフとダルテが死刑、ブオナッローティなどが流刑ですが、アントネルは無罪釈放となり、また潜伏して逮捕を免れたルペルティエも無罪です。ブオナッローティは流刑中に新たに国際的規模の秘密結社を組織して、1830年代まで活動を続け、バブーフの陰謀を歴史に刻み込む役割を果たすわけですが、他方のアントネルとルペルティエはネオ・ジャコバン主義の中心メンバーとして総裁政府下での活動を継続します。

ネオ・ジャコバン主義というのは、必ずしも1793～94年のジャコバン主義を継承しているわけではありません。たとえば93年憲法を評価するけれども、その復活を目標とするのではなく、現行の95年憲法のもとでなしうる運動を継続し、その成果を維持するという方針を選びます。総裁政府に対する批判的運動のひとつの流れがこう呼ばれたということで、明確な理論に基づく運動であるより、現実の状況に対して具体的な実践を重ねていく性格です。セルナとゲノーの二人の研究者が、この運動で特に重視したのが代表制民主主義 *démocratie représentative* の問題です。「民主主義」と「代表制」はもともと相反したことで、両立しないはずですが。フランス革命の指導者やミリタンもそのことは自覚しています。モンテスキューもルソーも、民主主義に代表制はありえず、代表に委託する方式はアリストクラシー（貴族寡頭政）であると考えていますが、フランス革命期の理解も同じです。つまり、民主主義は直接民主主義として理解されていたのですが、直接民主主義という表現はめったに使われず、「純粹民主主義」とか「完全民主主義」という言い方がされています。そして多くの場合、その実現は不可能だとするネガティブな言及だったようです。「代表制」の論者であるシェイ

エスは1789年にこう言っています。「民主主義のもとでは、市民は自分たち自身で法を制定し、公吏を直接に任命する。我々のプランでは、市民は立法議会議員を選ぶことになる。したがって立法は民主主義的でなくなり、代表制となる」(Raymonde Monnier, *Républicanisme, Patriotisme et Révolution française* (Paris: L'Harmattan, 2005), p. 54 より引用)。

これは主権の行使にかかわる問題でもあり、91年憲法は「主権は単一、不可分、不可譲であり、・・・国民に属する」とした後すぐ続けて、「諸権力はすべて国民からのみ発するが、国民は代表への委任によってしか諸権力を行使しえない。フランスの国制は代表制である」と規定します。人民主権の考え方では、「主権は譲渡できない」ことから、代表者に委任する必要があるときには、「命令的委任」の制限を課します。けれども、憲法で規定された国民主権においては、第一部でも触れたように、国民はひとつのまとまった団体で、そこに部分や中間を認めませんから、命令的委任の枷も取り除かれることになります。

このように、民主主義と代表制は相反したものとされていたのですが、総裁政府下の運動で、特にアントネルの主張には代表制民主主義という考え方が強く出てきます。これは、代表制民主主義という制度を樹立するという、制度の問題としてよりも、もっと広く運動としてそうしたあり方を浸透させていこうとする態度です。たとえば95年憲法が、立法府の五百人会の定員三分之一を毎年改選することを定めていて、制限選挙制による二段階選挙ですが、毎年選挙があるということで、政治クラブを活性化して、選挙活動に力をいれて取り組みます。そうしたことのためにも、何よりも表現・出版の自由と集会・結社の自由が不可欠であることを唱え、また政治意識の覚醒を養う教育の拡充を掲げます。言ってみれば、こうした運動を通じて公論ないし民意を盛り上げようということで、これら全体の動きが代表制民主主義につながるものと考えられています。代表制民主主義 *democrazia rappresentativa* という用語および考え方は、イタリアでも同じように、次に話題とする三年革命(1796~99年)の中で議論されるようになります。

セルナはアントネルの研究を通して、総裁政府期の問題をいろいろ深めたのですが、バブーフの陰謀に関するセルナの解釈をめぐって、ヴォヴェルが「平等主義者の陰謀の第三の読み取り方」(Michel Vovelle, 'Une troisième voie pour la lecture de *La Conspiration des Egaux*', *A.H.R.F.*, 1998-N.2) という論文を書いていますので、それを紹介しておきます。ヴォヴェルはセルナの博士論文の主査で、セルナのフランス革命の理解の仕方すべてに同意しているわけではないとしながらも、バブーフの陰謀に関して第三の見方が出てきたことを好意的に論評しています。第一の見方というのは、19~20世紀の社会主義・共産主義運動の源泉であり、その先駆だとする伝統的な評価です。第二は、フランソワ・フェレに代表されるような、デクラッセした社会的基盤の無い者たちの、政治的に意味を持たない運動だったとする見方です。ヴォヴェルによれば、このふたつの見方に対してセルナは、バブーフの陰謀にジャコバン主義ともサン・キュロット主義とも異なる潮流が関与していて、この潮流が陰謀の失敗後も運動を継続していることを明らかにしており、そうした観点からバブーフの陰謀を見直すと、これまでとは違った新たな解釈が可能になるかもしれないと、今後の研究のさらなる進展に期待を込めています。

ナポレオンのイタリア遠征とポナッローティ

総裁政府期の問題として周辺諸国との関係ということがありますが、ここからはイタリ

アの場合を例にとりながら、そこにコスモポリタニズムのテーマも絡めていくことにします。ナポレオン（1769～1821）がイタリア方面軍の司令官に任命されるのは96年3月2日で、2月28日にパンテオン・クラブの閉鎖を実行したことへの報奨だと言われています。彼は3月10～11日にパリを出発して、21日にニースのイタリア方面軍司令部に到着します。イタリア方面軍の政府派遣委員としてすでに、96年1月30日、アントーニオ・クリストフォロ・サリチエーティ Antonio Cristoforo Saliceti（1757～1808）が任命されていて、2月中旬にイタリアに向かっています（フランス語の発音はサリセットでしょうか、分からないのでイタリア語発音のままにします）。サリチエーティはコルシカ出身で、ピーサ大学を卒業し、コルシカ選出の三部会議員、国民公会議員を務めます。コルシカ独立を唱えるパスクアーレ・パオリと対立して、フランス革命のコルシカでの推進者です。サリチエーティは、ボナパルト家の兄弟・姉妹とは、彼・彼女らが幼少のころからの知り合いで、革命期にもナポレオンやリュシアンと接触を保ちます。

フィリッポ・ブオナッローティ Filippo Buonarroti（1761～1837）は、トスカーナの貴族の出で、ピーサ大学を卒業し、フランス革命が始まるとコルシカに渡って革命活動に従事します。このとき、サリチエーティやボナパルト兄弟と親交を結び、その後パリに移ってフランスの市民権を取得します。一時逮捕され、釈放後、パンテオン・クラブの活動家として活躍します。サリチエーティが派遣委員に任命されると、ブオナッローティとチェリーゼ（イタリア人亡命者で、一時バブーフの秘書をしていたといわれる）が彼のところに行って、イタリアの情勢について議論を交わします。この二人は、サリチエーティから紹介を受けて、96年2月19日に総裁政府の外相ドラクロワを訪問し、翌20日にイタリアの将来に関する意見書を提出し、さらに3月10日、ブオナッローティは自らのイタリア方面軍への参加をドラクロワに申し入れます。

こうしたコルシカ・グループの結びつきがあって、また当初は、イタリア方面軍を革命軍あるいは解放軍とみる傾向もあって、イタリアのパトリオットたちはフランス軍の侵攻に合わせてイタリアで革命を起こす構想を練ります。イタリアのパトリオットのひとつの中心地がオネリア Oneglia でした。オネリアはフランスの国境に近い場所で、ブオナッローティが94年4月9日から革命政府派遣のコミッセルとして、この地の統治を担当します。この場合もサリチエーティとリュシアン・ボナパルトの推薦で派遣委員になったようです。ブオナッローティはイタリアからの亡命者を受け入れたので、イタリア各地のパトリオットがオネリアに集まって、彼らの間での結びつきができます。テルミドール9日以後、政治状況が変化して、オネリアでのブオナッローティによる貴族の土地没収をめぐる、貴族が政府に訴えたことで、ブオナッローティは召還、逮捕、投獄（95年3月）されます。投獄先のプレシ監獄でバブーフらと出会うのですが、釈放（95年10月26日）後は、いま言ったようにパンテオン・クラブの中心的活動家となり、それが皮肉にもナポレオンによって閉鎖されます。この間、イタリアのパトリオットたちと革命の準備を進めて外務大臣ドラクロワとも接触し、イタリア行きを決めますが、その一方で、前に述べたように3月初め、バブーフたちの秘密総裁府に加わっています。イタリア方面軍に参加する計画は、外相から信任状を発行してもらって、5月3～4日のイタリア行きの馬車の予約も済ませます。

しかし、問題はナポレオンの率いるイタリア方面軍の動向です。フランスの隣国はサルデーニャ王国で、その東にオーストリアが支配するロンバルディア地域があり、さらにその

東がヴェネツィア共和国です。パトリオットは、フランス軍の侵攻に呼応してサルデーニャ王国で臨時革命政権を樹立し、王政を廃止する計画をたてます。そして実際に4月27日、トリーノ南方にあるアルバという町で革命政権の樹立を宣言します。けれどもナポレオンは、このパトリオットの運動を無視して、翌28日にサルデーニャ王国とケラスコの和約を結びます。ナポレオンにとってはオーストリアとの戦いが主目的で、ロンバルディアに兵を進めるために、サルデーニャ王国を中立化しておく必要があったわけです。フランス軍が革命軍であることを期待したパトリオットたちは、いわば裏切られたことになり、アルバ政権は崩壊します。

ブオナッローティが5月3～4日の馬車を予約した記録は残っているし、外相ドラクロワも、ブオナッローティに旅費を支給して、彼は出発しているはずだと5月2日のメモに記していて、ブオナッローティがイタリアに行こうとしていたことは確かなのですが、結局パリにとどまって、5月10日に陰謀が発覚して、バブーフたちと一緒に逮捕されます。こうした経過があるのですが、ここにはふたつの問題があります。ブオナッローティはなぜイタリアに出発しなかったのかということがひとつ、それとなぜバブーフの陰謀とイタリア革命に同時にかかわっていたのかの問題がもうひとつです。第一の問題ですが、ブオナッローティは著書『平等のための陰謀』で陰謀事件のことは詳しく記述しているけれども、イタリアとのかかわりについては何も書いていません。それで推測になるのですが、4月下旬まではナポレオンの軍隊にイタリア解放の役割を期待していたけれど、どうもナポレオンがその期待に応えてくれる様子がないので、イタリア行きを躊躇している間に逮捕されてしまったということではないかと考えられます。簡単ですが、第一の問題はこれだけにして、第二の問題になりますが、ここでようやくコスモポリタニズムのテーマに入ります。前置きじみたことが長くなりましたが、いろいろ関連しているので了解してください。

パトリ、パトリオット

これまでパトリオットという言葉の説明なしに使ってきたけれども、パトリオットとは一体どんな人たちを指すのか、まずそのことから始めます。格好の手掛かりに、次のような柴田さんの文章があります。「革命前の〈パトリ〉観念には、パトリによせる愛着と、それを侵入者から守る義務との二つの要因が含まれる。この観念は古くからあるが、啓蒙思想は、これに普遍主義的な自由と理性の観念を結びつけた。そのため、自由と理性が支配する地しかパトリではありえないし、パトリをもつことは人類共通の幸福となる。これがコスモポリタニズムであって、一九世紀以降のナショナリズムとは違う。啓蒙の子たちがアメリカ独立戦争に義勇軍として参加したのも、・・・その地にパトリを建設しようとする運動へのコスモポリタンな共感からであった」(柴田三千雄著 福井憲彦・近藤和彦編『フランス革命はなぜおこったか』山川出版社、2012年、167～168頁)。私はこの記述に完全に同意します。パトリ *patrie* ということに関してきわめて妥当な内容です。

ごく代表的な知識人の見解ですけれど、18世紀におけるいくつかの用語の意味をみておきます。ヴォルテールは、パトリは生まれた国でも、住んでいる場所でもなくて、人が幸せなところである *l'on est bien*、そこがパトリだと言います。ルソーは、パトリは生まれた故郷 *le pays natal* のことだが、そこは自由で幸福の地でなければならず、諸制度が自由と幸福を認めていない場合には、自由と幸福の地にしなければならぬと考えます。ルソーの場合、パト

リは土地であり、ヴォルテールの場合は、土地ではなく、自分たちが作りだす社会空間になります。しかしルソーの場合でも、それを自由と幸福の土地にしなければいけないということで、パトリを求める者には社会を変革する課題が与えられます。したがって、パトリという観念は現状の変革の課題と結びついて、自由と幸福のための運動が求められることとなります。

『百科全書 Encyclopédie』(1765)では、ジョクール Louis de Jaucourt が「nation, patrie, patriote, patriotisme」の各項目を一人で書いています。「パトリは法が自由と幸福を保証するところであり、専制主義の支配のもとにはない」という説明で、やはり自由と幸福に結びついています。パトリオット patriote は、「自由な政府のもとでみずからのパトリを大事にし、各自の手段と能力に応じて、熱意をもってパトリを守ることを幸福と名誉に思う者」です。パトリを守る者がパトリオットで、これはいわば当然ですが、パトリの観念からして、ここには自由と幸福の地としてのパトリを求めて戦う者、自由と幸福のために戦う者、そういう意味が同時に含まれます。18世紀の知識人たちにとって、パトリとは、生地や故郷で有る無しにかかわらず、自由と幸福である場所といえるのですが、生地や故郷に自由がない状態に対しては、パトリへの欲求がとりわけ強まります。したがって、パトリオットとは、単に生地を守る人たちだけでなく、自由と幸福の地であるべきパトリを作り出そうとする人たちも指していて、これをただ「愛国者」と訳すのはおかしいので、私は「パトリオット」の語をそのまま使っているわけです。

ジョクールは、パトリオティズムについては、「完全なパトリオティズムとは人間に属する諸権利が十分満たされ、世界のすべての人々に向き合ってその諸権利を尊重すること」としています。ナシオン nation についてはどうかというと、「諸種の境界で区切られた一定の範囲に住み、同一の政府に属し、その独自の性格によって他のナシオンから区別された、相当数の人びとを表すのに用いる集合名詞」とします。パトリオットと比べると、ナシオン＝国民は特定の価値観で結ばれている団体ではなく、ある種の境界で区切られた範囲の中で、共通の政府のもとに住む集団ということになります。

さらにコスモポリート cosmopolite に関しては、「世界市民 un citoyen de l'univers」であって、ただフィロゾーフ philosophes のみがコスモポリートでありうるとジョクールは言って、なぜならフィロゾーフは「私は自分自身より家族を、家族よりパトリを、パトリより人類に好意をもつ」とする態度を取るからだと説明します。つまりコスモポリートというのは、エリートというか上層の人たちに特有の立場で、そういう人たちにのみ属す概念であって、民衆レベルでコスモポリタニズムということが語られることはないとされます。柴田さんの指摘するように、自由の地であるパトリをもつことは人類共通の幸福となることで、その意味では、パトリはコスモポリタニズムに結びついていくわけで、先ほどの第二の問題としておいた平等のための陰謀とイタリア解放の両者を同時に課題とするブオナローティのケースは、パトリオティズムとコスモポリタニズムが結びつく典型と言えるのですが、コスモポリタニズムの観念は実際には上層の人に限られていた、ということになります。

啓蒙思想家たちの用語と意味を紹介してきましたが、私が一つ一つ調べたわけではなくて、次の論文を参照しました：Jacques Godechot, 'Nation, Patrie et Patriotisme au XVIII siècle', *A.H.R.F.*, N.206, 1971-N.4; Jean-René Suratteau, 'Cosmopolitisme et patriotisme au siècle des Lumières', *A.H.R.F.*, N.253, 1983-N.3 : R. Monnier, *op. cit.* フランス革命の激動の中で、これらの

用語と意味に変化が生じてくるので、もう少し検討しておきます。フランス革命期になると、コスモポリタニズムの語でなく、ユニヴァーサルイズム *universalism* の語が使われています。ヴォヴェルは、あるところで「啓蒙家のコスモポリタニズムを更新した語のユニヴァーサルイズム」という言い方をしているし、ソブール編集の『フランス革命歴史辞典』（1989年）は、「*cosmopolitisme/ universalisme*」と一項目にまとめて説明しています。この二つの語の関係は私には分からないので、この点は指摘しておくだけにとどめます。

パトリとナシオンに関しては、フランス革命において、その区分が次第に消滅ないし一体化していきます。これまでナシオン＝国民は価値観を伴わない語だったのが、主体的で積極的な意味をもつことになり、国民議会、国民衛兵などの名称に表わされるように、物事の帰属が「王の *royal*」から「国民の *national*」に代わるわけで、国民の観念は一気に民衆の間に広まります。パトリの語も使われ続けられますが、どちらかという社会的に教養を身につけた人々が好んだようで、出版物では「ナショナル」を形容詞とする題名より「パトリオットないしパトリオティック」の形容詞の方が、はるかに多かったという統計があります。ダントンの「*patriotisme* は *l'univers* 以外の境界を持たない」（1790年6月20日）という発言や、ディジョンの連盟祭でヴォルピウスという聖職者の「パトリは土地ではない。パトリは同一の法、同一の利害によって守られる市民の政治共同体である」（90年5月18日）などの発言は、啓蒙思想家のパトリと同じ意味です。とは言っても、パトリはまたラ・マルセイエーズの歌詞「進め、パトリの子らよ *Allons enfants de la Patrie*」や「パトリは危機にあり *la Patrie en danger*」とする宣言のように、エモーショナルに受け止められたりもします。いずれにしても、革命によってフランスでは自由と幸福の地としてのパトリが現実化し、反革命派を別とすれば、一定の境界の中で共通の法のもとに住む人々全体、つまり国民がパトリを共有する関係が成立して、ナシオンとパトリとが一体化する、そういう経過をたどっていると考えられます。

近隣諸国との関係：Grande Nation と姉妹共和国

しかし、すぐに戦争と近隣諸国の問題が出てきて、ナシオンとパトリの関係はそれこそ予定調和的ではありえません。近隣諸国の問題とは、パトリをひとまず現実化したフランスと、自由と幸福の地をまだ建設していない近隣諸国との関係です。近隣諸国のそれぞれの地域でもパトリオットが活動していて、今回は全く触れることができませんが、アメリカの独立革命が彼らの活動の重要な契機になっています。それぞれの地域のパトリオットは、自分の生地と故郷を自由と幸福の地たるパトリにするという強い動機付けを持ちながらも、このパトリ観念にはコスモポリタニズムに通ずる面があることは見てきたとおりです。しかし、フランスにおいてナシオンと一体化したパトリは、次第にコスモポリタニズムとの結びつきを失っていき、少し先のことですが、新たに出てくるナショナリズムの思想と結びつくこととなります。ナシオンの内にパトリが取り込まれてしまうと言っていいかもしれません。そして、このパトリ観念の変化は、戦争と近隣諸国との関係に直面したフランス革命の経過の中で胚胎していきます。

フランス軍が進駐した近隣諸国は次のようになります。ベルギーはフランスが併合。オランダではバターフ（バタヴィア）共和国が成立（95年5月）。イタリアは1796～99年の3年間の動きが激しいが、地域的に大きくまとめれば、五つの共和国が成立。スイスにはヘルヴ

エティア共和国が成立（1798年4月）。これらの共和国が、姉妹共和国 *Républiques sœurs* と呼ばれます。

イタリアに例を取りながらいくつか問題を考えてみます。イタリア戦線は、ナポレオンが司令官に就任した1796年春から動き始めます。総裁政府の意図は、ライン戦線を優位に保つために、イタリア側からオーストリア軍を牽制しようとする作戦で、イタリア戦線は二次的な位置づけです。イタリアのパトリオットが、このフランス軍に革命軍としての期待を寄せたことは、前に見たとおりです。ナポレオンは、オーストリア軍に対して連戦連勝を重ね、ロンバルディーア地方とヴェネツィア共和国を占領して、一年足らずでウィーンの南西160キロメートルほどのレオーベンに達します。そして、97年4月、オーストリアとレオーベン仮講和条約を結んで停戦します。総裁政府の当初の目標は、ロンバルディーアを征服して、この地域をオーストリアとの取引に使うことだったのが、ナポレオンの勝利によって取引の対象は旧ヴェネツィア共和国に移ります。ナポレオンは、97年6月、オーストリアからの干渉の恐れがなくなった北イタリアにチザルピーナ共和国を樹立し、同年10月のカンポフォルミオ条約で、旧ヴェネツィア共和国の大部分をオーストリアに譲渡します。ナポレオン本人はイタリアでの任務を終えて、11月にフランスに戻ります。イタリアのパトリオットは、当然のことに旧ヴェネツィア共和国がオーストリアに譲り渡されたことに深い失望と怒りを表わします。戦争と外交の現実がパトリの理念に優先する端的な例と言えます。

しかし、こうした端的な例だけでなしに、パトリの観念と実践はたえず危機に陥ります。フランス軍はイタリアの旧制度を打破して、95年憲法を基準とする政策を導入します。つまり、革命の輸出といえます。イタリアからすれば革命の輸入ですが、パトリオットたちは、こうした状況のもとでパトリの建設を志すけれども、輸入品には必要ないものもあるし、足りないものもある。革命の母国フランスと全く同等というわけではありません。革命の輸出によって、もし両者が同等の状態であり得れば、これはユニヴァーサルイズムとっていいでしょうし、ひとつのグランド・ナシオン *Grande Nation* ができて、この表現に最も良い意味を付与することができます。しかし実際には、共和国が樹立され、姉妹共和国と呼ばれても、それは占領者の管理下に置かれた従属的な体制で、衛星国にはほかなりません。グランド・ナシオンはまさに「大国」フランスの膨張主義を表わすことになります。占領下の現実を身近に表すのは、戦費の現地調達の実態で、略奪と征服があからさまになります。近隣諸国を併合してフランスと一体化する形でのグランド・ナシオンにせよ、フランス・モデルの輸出としてのグランド・ナシオンにせよ、それらは必然的に大国フランスを中心とした階層的秩序の編制となります。このような関係の中で、パトリオットたちが志向するパトリの実現はほとんど不可能といえます。彼らには新たに「独立」の課題が生じてこざるを得ず、それに関連した新たなネイション意識が芽生えて、パトリはユニヴァーサルであるよりナショナルであることを強めてきます。

総裁政府にとって姉妹共和国は、実際のところ戦争の緩衝地帯としての位置づけで、対等の共和国ではなく従属国としての扱いです。これに対して、総裁政府に批判的な運動を続けるネオ・ジャコバン派は、近隣諸国、特にイタリアのパトリオットと連携して、姉妹共和国の自立と連合を唱えます。彼らはグランド・ナシオンへの対抗あるいは克服として、自立的な諸共和国が連合するヨーロッパ共和国連合の構想を論じます。こうした構想に到達するにはほど遠い経験ではあるけれども、1799年のナポリ革命には、フランス軍とネオ・ジャコバ

ン派とナポリ・パトリオットの三者が協同して共和主義の実現を図ろうとする試みが見てとれます。

1799年ナポリ革命

ナポリ革命は1799年1月22日から6月22日まで5ヶ月間の短期間の事件ですが、そこにはいくつかの問題が含まれています。18世紀のパトリ観念にあった二つの意味、つまり侵入者から守るべき愛着の地としてのパトリと自由と幸福をもたらすべき地としてのパトリ、この二つのパトリがナポリ革命で激しく対立することになります。ナポリはロンドン、パリに次ぐ大人口の都市ですが、人口の多くを占めるのはラッザローネ *lazzarone* と呼ばれる下層民衆です。彼らは、フランス革命がキリスト教の否定や王族の処刑を行ったことを伝え聞いており、フランス軍隊の侵入の報に危機を感じます。一方、ナポリのパトリオットはフランス軍の侵攻に合わせて、自由の地であるパトリの建設のために共和国の樹立を宣言します。ナポリの民衆は、フランス軍から自分たちのパトリを守るために激しい抵抗を示して市街戦になります。それぞれのパトリ観念を抱く集団が、敵味方になって激突したわけで、3日間の市街戦の後、共和派のパトリオット＝フランス軍が市内を制圧します。

この時期、第二次対仏大同盟が結成されて戦争が再燃し、総裁政府は占領地の共和化政策をやめて、軍事支配の体制をとります。中部イタリアのトスカーナがその例です。ナポリの場合も共和国化することは考えず、必要な戦費をできる限り調達することを方針として、遠征軍にそうした指示を与えます。ナポリ遠征軍の司令官シャンピオンヌ将軍は、総裁政府に批判的な将校の一人で、この指令に反して、ナポリのパトリオットを支援し、共和化政策を進めます。またフランスの活動家の中にも、シャンピオンヌの軍隊と行動を共にして、ナポリのパトリオットと連携しながら革命を進めようとする者がいます。例えば、旧国民公会議員で、ローマに市民委員として滞在していたジュアン・バッサルという人物は、フランスのネオ・ジャコバン派とイタリアのパトリオットを仲介する役割を果たし、軍隊と共にナポリに赴いて、臨時革命政府の財務大臣に就任します。

さらに注目される人物にマルク＝アントワヌ・ジュリアン *Marc-Antoine Jullien, dit Jullien de Paris* (1775～1848) がいます。彼は軍隊に同行して、ナポリ侵攻以前から、シャンピオンヌにナポリの共和化政策を細かく提案して、共和国の臨時政府ができると官房長の職に就きます。マルク＝アントワヌ・ジュリアンは父も子も同じ名前で、父親はジャコバン派の国民公会議員だったのですが、主として出身地のドローム（フランス南東部）で活動したのでドロームのジュリアンと呼ばれ、息子はパリに出てきたのでパリのジュリアンと呼ばれます。話題にしているのは息子の方で、1775年生まれですから若い青年です。パリに出た後、ロベスピエールに見込まれて、地方に派遣されます。派遣議員ではなくて、公安委員会直属の派遣委員として地方をまわりながらジャコバン派の活動に従事します。この時期の活動に関しては、ピエール・ガスカル『ロベスピエールの影』という本が訳されています（佐藤和夫訳、法政大学出版局、1985年）。ロベスピエールが処刑された後、彼もその一派として逮捕、投獄され、投獄先のプレシ監獄でバブーフやブオナッローティと知り合います。そんなことからバブーフの陰謀に加わったともみなされますが、実際には陰謀に関与しておらず、むしろ陰謀に批判的で、アントネルに近い立場です。バブーフの陰謀が発覚したあと、パリでの活動が困難になって、いわば逃れるようにしてイタリアへ行って、イタリアのパトリオ

ットたちとの活動に加わるわけです。

ナポリ革命には、このように司令官シャンピオンヌやネオ・ジャコバン（ネオ・ジャコバン派）の活動家が重要な役割を演じているのですが、総裁政府は99年2月下旬にシャンピオンヌを解任、召還して軍事裁判に付します。ナポリ革命の経過は省きますが、その後、ナポリのフランス軍は北イタリア戦線に移動して軍備が手薄になったところを、反革命派の枢機卿ファブリーツィオ・ルッフォ（ルッフォ）が率いる「聖信仰団 Santa Fede」を名乗る軍団がナポリを攻撃します。パトリオットたち、つまり共和派政府の側も抵抗しますが、結局敗れて、6月19日に降伏文書に署名します。ルッフォは、シチリアに逃れているナポリ国王フェルディナンド4世から全権を委任されており、降伏文書にはイギリス、ロシア、オーストリアも署名していて、いわば国際的な文書です。この文書は、共和派の亡命を保証していて、パトリオットたちもその条件を確認しての降伏です。

この直後に、国王を護衛してパレルモにいたネルソン提督が、イギリス公使夫妻と共にナポリに戻ってきます。ネルソンは、ナポレオンのエジプト遠征を頓挫させたアブキール湾の戦い（1798年8月）に勝利を収めたあと、ナポリに滞在して国王に軍事上の助言を与えていました。イギリス公使ハミルトンは、もう35年間この職にあり、ヴェズヴィオ火山の研究者でもあります。夫人エマは後妻で30歳ほど年の差があるのですが、その美貌は大変な評判だったようです。ネルソンとエマは短期間のうちに恋仲となっています。ナポリに戻ってきたネルソンは、ナポリ国王からの指令を理由に降伏文書は無効であると主張して、ルッフォと対立します。降伏文書が無効だということは、亡命を認めないということです。共和派の亡命希望者約1500人が、トゥーロンに向かうためすでに乗船して、出航準備も終わっていたのですが、ネルソンは海上を封鎖して出航を阻止し、共和派を順次処刑していきます。処刑もかなり残酷なやり方で、船のマストにぶら下げて、そのあと海に投げ捨てることまでしています。ネルソンは英雄として語られることが多くて、ナポリでの残虐行為はあまり触れられないのですが、19世紀にはイギリスやドイツの歴史家、軍関係者がこの時のネルソンの行動をめぐって論争をしています。

ナポリ革命はこういう結末を迎えることになり、また北中部イタリアでも対仏大同盟連合軍の巻き返しでフランス軍は撤退を余儀なくされ、フランスに亡命するイタリア人が新たに増えます。イタリアのパトリオットの主要なメンバーはグルノーブルに集まって、フランスのネオ・ジャコバン（ネオ・ジャコバン派）の協力を得ながら、イタリア解放のための請願書や声明書を出して、総裁政府に働きかけを続けます。フランスでは99年春の議会選挙で左派系が多数を占め、二人の総裁を辞任に追い込みます。これがプレリアール30日（1799年6月18日）のクーデタですが、このクーデタで、ネオ・ジャコバン派の間で人気の高いベルナドット将軍が軍事大臣になり、シャンピオンヌも復権します。ベルナドットは8月に、イタリア人亡命者に次のような呼びかけを發します。「くに **le pays** を構成するのは土地ではなく、自由な政府である。国民 **une nation** を構成するのは住民ではなく、自由人 **l'homme libre** である」。あたかもあだ花のごとき呼びかけです。情勢は、まもなくブリュメール18日（1799年11月9日）を経てナポレオン支配の体制へと向かい、近隣諸国はインペリアルイズムのもとにおかれることとなります。

これで話は終わりですが、二、三簡単に付け加えておきます。ナポリ革命に関して、ヴィンツェンツォ・クオーコという人物がその経験をすぐに書物にして発表します。『ナポリ革命

の歴史的考察』という題名で 1801 年に出版され、1806 年には第二版が出されます。その書で、次のような言い方をしています。「我々の革命は、受動革命 *rivoluzione passiva* であって、成功に導くための唯一の方法は人民の意志を聞き入れることであつた。だがパトリオットの見方と人民の見方は同じではなかつた。彼らは異なつた考え、異なつた風習、さらには異なつた二つの言語を有していた」と。また「ナポリの国民は、二つの人民に分裂している」とも言います。ナポリ革命はそのような状態で進んでしまつたのであり、つまりはフランス革命の理念を輸入した受動革命であつて、民衆の要求に応えるような革命ではなかつた、と厳しく批判します。民衆からかけ離れた革命だつたというわけです。民衆というのは、フランス軍に抵抗したラッザローネを含めて、ナポリ王国の住民を指します。そういう評価を下します。

この批判は、19 世紀から 20 世紀にかけてずっと受け入れられてきました。とりわけ穏健的立場の人にはそうです。革命はモデレートにやっていたいかなければいけない、そうでなければ失敗する、という教訓として使われてきたのです。この考え方は政治的にも、また思想的にも長い間残つて、歴史研究においても受け継がれてきます。けれども、この考え方に対しては、ここ数十年、ナポリ革命や三年革命の研究が進んで、パトリオットは民衆からそんなにかけ離れていたわけではなかつた、いろいろなレベルの集会を開いたり、民衆向けの革命問答書を作成したり、さらには生活上の諸措置を講じて、パトリオットはきわめて熱心に民衆への働きかけをしていた、ということが明らかにされています。革命政府内部での議論が長引いて、政策の決定が遅れたという批判に対しても、むしろ現場での民衆への働きかけに努力を傾けたことで、政策の決定に遅延が生ぜざるを得なかつたという指摘もなされています。そんなわけで、革命直後のクオーコの考察は、最近の研究では受け入れられなくなっているのですが、思想的にはいわばテーゼというか、パラダイムとして残っています。

受動革命という語は、実はアントニオ・グラムシ『獄中ノート』のキーワードのひとつでもあります。グラムシは、受動革命という語を確かにクオーコから借用しているのですが、クオーコの言っている意味とは全然違う意味で使っています。グラムシは、獄中ではクオーコの本を直接には読んでいなくて、クローチェがクオーコの書に言及した箇所を受動革命の語を見て、そこから自分の用語として使い始めたことが、『獄中ノート』の編集者によって指摘されています。グラムシが受動革命という語をどのように使っているかという点、一般に革命が終息した後、つまり革命の波が引いた後、反動期なり復古期なりがやってきて、その反動期や復古期は往々にして、歴史がそこで止まって動かないように理解されることがあると言います。しかし、ひとつの革命が終息して、次の革命が起こるまでの間、歴史がそのまま止まっていることはなく、反動や復古の間にも歴史の変化なり歴史の発展があるのであって、それがどのような変化であり発展であるかを見極めることが重要なのだと、グラムシは強調します。そこでグラムシは、革命後の歴史過程における変化なり発展を受動革命とみなして、その語に自分独自の意味づけをしているのです。例えばグラムシにとっては、第一次世界大戦後の革命運動の波が引いた後に出てきたファシズムも受動革命のひとつです。ファシズムは抑圧と弾圧の権力であるけれども、そのもとで社会政策が進められて変化が生じていて、その社会の変容の過程を受動革命とみるのです。これがグラムシの受動革命という語の使い方です。

これで本当の最後ですが、スーザン・ソントグ『火山に恋して』という本があります（富

山太佳夫訳、みすず書房、2001年)。さっきちょっと触れた、ナポリ駐在のイギリス公使ハミルトンを主人公とした小説です。ハミルトンを通してナポリ王国の状況を描いていて、歴史的な事実とほぼ合致しています。ただ終わりの方で、大きなフィクションを挿入して歴史書ではないのですが、18世紀後半のナポリ史としても面白い本です。ネルソンとエマの恋物語も出てくるし、ネルソンの虐殺行為も当然出てきます。先日、訃報が大きく報じられた原節子は、我々よりも上の世代ですが、原節子の世代あたりの人たちが感動したという映画に『美女ありき』があります。原題は *That Hamilton Woman* (または *Lady Hamilton*) で、1941年の製作です。主演はヴィヴィアン・リーとローレンス・オリヴィエで、当時の二大スターが演じるロマンス映画ということで感動を集めたようです。どんなロマンスかということ、ネルソンとエマがナポリで出会って恋におちる物語です。今見ると何とも古風で、たまたらした映画なのですが、二大スターの共演が話題だったのかもしれませんが。ナポリ革命の話は一切出てきません。この映画になにかコメントしたくて取り上げたわけではなくて、話を少し拡散させて、締まりのない終わりにしようと思っただけのことです。

【質疑】

近藤：第二部については、いずれ著作を予定されていると承知しています。どなたでも質問や発言がありましたらお願いします。

金井：ではひとつ非常に具体的なことをよろしいでしょうか。ナポリ革命の時のナポリの民衆で、ラッザローネという貧困層が徹底抗戦をやるということだったんですけども、その際パトリの意識としてむしろナポリ王家そのものを守るといような、民衆そのものが自由と幸福という理念に共鳴しての徹底抗戦だったのかということ伺いたと思います。

北原：もう一度言っただけですか。

金井：ですから、貧困層とされている、エリート、コスモポリタンな人たちとは随分違う階層の人たちですけども、その人の中にも理念としてのパトリというものが共有されていたのか、それともある程度単純に考えると、王室も含めてナポリというものを守るんだという感覚での徹底抗戦だったのか。

北原：後者の方ですね。フランス革命に対して、かなり悪意をもった宣伝がナポリ王国ではされているんです。ナポリ国王のフェルディナンド4世は民衆と一緒に遊ぶとか娯楽好きで、ラッザローネの間で比較的人気があるけど、政治の発言権は王妃のマリア・カロリーナの方が強くて、彼女はマリー・アントワネットのすぐ上の姉で、二人は仲が良かったようです。マリア・カロリーナはフリーメーソンと接触があって、ナポリの啓蒙家たちも参加した委員会を設置したりしますが、フランス革命が起こって、特に妹のマリー・アントワネットが処刑された後、革命を憎悪して、パトリオットを弾圧します。そこで先ほど言ったように、フランス軍は宗教をなくすとか人を殺戮するなどの宣伝がなされて、ラッザローネの間にはフランス軍の侵略からナポリを守らねばならないとする危機感があったわけです。

金井：もうひとつコメントですが、非常に刺激的なお話をうかがっていて、アメリカへの理解が深まりました。パトリオティズムという風に、アメリカは革命派とは言わないでパトリオットといったのはこれのことだったのかと納得できました。そしてアメリカが独立した後の革命期のフランスとの外交関係というのが、非常に大きな争点になったという、私にはよく分からなかったんですが、なんであんなにフランスにこだわるのかという問題が見えてき

ました。経済的に豊かというなら、貿易とかイギリス圏の方がよほど有利なのにそれに対してフランスとの絆というのが非常に大きな政治問題にまでなる。それが利害までかけてやるというのは、このパトリという理念を共有するイデオロギーゆえだったと分かります。合衆国がリパブリックのひとつとしてフランスとつながらないということは、その自由と幸福を潰すという意味合いになりかねないから、政治対立の真剣な争点になったのかなということが理解できました。そしてもうひとつはラテンアメリカ、それこそシモン・ボリバルが、グラン・コロンビアをつくらうとして結局失敗してそれぞれの国になっていくわけです。その場合にもこういうパトリみたいな自由と幸福のつながりというものを作り上げるんだという理想だったからこそ、ちょっと同じラテンアメリカのスペイン系といったって南米全体を一つにするなんて無理じゃないかと今日では思うようなことに、ある種、命を懸けてやっていたのでしょ。彼の非現実性も、パトリ意識が背景にあって初めて理解できると認識しています。どうもありがとうございました。

近藤：パトリとかネーションということになると、この会場に論客がいらっしやいます。

篠原琢：篠原と申します。パトリとネーションの区分の消滅と一体化に関して、ご報告では「ネーションとは、諸種の境界に区切られた一定の範囲に住んで、同一の政府に属して、独自の政策によって、他の国民から区別されたもの」とされていました。だとすれば、フランス革命でパトリとネーションの区別が消滅して一体化したということは、とにかくこのネーションを縁取る境界が、曖昧になったということなのでしょうか。ナポリ革命を、フランス革命の輸出戦争の一部として理解できるとすれば、これが失敗することで、一種の永久革命としての共和主義は、失敗に帰したことになります。そうすると、ナポレオン戦争が頓挫した後、パトリとネーションの融合は考えられなくなるわけです。そのような時代に、革命思想やネーション思想はいかに変化したのでしょうか、見通しを教えてくださいたいと思います。

北原：ここでパトリとネーションが一体化したというのは、自由と幸福の地としてのパトリ観をもつ人々にとって、フランス革命によってパトリが実現された、あるいは実現されるべきであるという気持ちが強まる。革命によって諸宣言が発せられ、憲法が制定され、一定の境界と共通の法のもとにナシオンが成立して、それが自由と幸福のパトリの実現と同一視されて、パトリはナシオンとして制度化され定着されていくのだという考え方、つまりパトリはナシオンとして表わされたという考えですよね。ごく図式的に説明すればということですけど。問題はナシオンが一定の境界をもつこと、すなわち国家のかたちをとることで、ここからあれこれの問題が生じてきます。自由と幸福の地のパトリはコスモポリタンでユニヴァーサルですが、パトリがナシオンと一体化して表わされると、それは国境をもつことになる。国境を取り払った、ひとつのまとまりという意味でのグランド・ナシオンは実際問題としては実現不可能で、現実には革命の母国フランスが近隣諸国を占領して革命政策を導入（革命の輸出）しながら、姉妹共和国化＝衛星国化していく過程が進んで、グランド・ナシオン（大国）のフランスを中心に支配—従属の関係が生まれてしまう。従属化された地域にはナシオンの「独立」の課題が出てきて、パトリは自由と幸福の地である前に、まず独立したナシオンとしての意味が強まらざるを得なくなります。ナポレオン体制のもとで、ナシオンとパトリはますます境界と結びついた観念になるし、19世紀のナショナリズムの思想へ導いていくことになる。ただし、19世紀前半のナショナリズムにはまだ排他的な意味はなくて、たとえ

ばマッツイーニのように、ウィーン体制に対してヨーロッパの新たな革命のイニシアティブをとるのはフランスではなく、ネイションの形成を課題とする地域だと唱えて、とくにイタリア、ドイツ、ポーランドでのネイションの形成を重視するわけです。このために活動する人々もパトリオットと呼ばれますが、パトリの意味は変わってきているといえます。

近藤：こういうことでしょうか。パトリオットという言葉は、英語の場合もヴォルテールとかなり似ていて、ジョンソンの『辞書』が18世紀半ばにありますけども、例として挙げられているのは、パトリオットとは、アイルランドやアメリカにおけるけしからん連中、要するにイングリッシュの支配に対して異議を唱えるような人々という文が挙げられているんです。パトリア、祖国そのものは分からないけれども、パトリオットという名詞はそうなんです。だからおそらくイギリスでもフランスでも、18世紀啓蒙の時代には自由のために戦う者というニュアンスで使われていたんだらうと。それがしかし、フランス革命期以降になると、ナシオンもプープルも革命の担い手であるわけですから、パトリオットだけが独占していたそういう戦う自由人のような意味合いが、憶測ですが薄れてくるのかもしれない。逆にネイションとかピープルという言葉の方が、何らかの普遍性を持つてくるのでしょうか。同じ言葉が使われていても、18世紀と革命以降の19世紀の使われ方は慎重にしなければいけないのかなと思いました。

北原：19世紀後半になると、パトリは自由と幸福の地の意味から離れて、もっぱら自分の帰属する地の意味になっていて、しかもその地は国家によって形作られている。日本にパトリオティズムという言葉が入ってくるのはその時期ですから、「愛国」と訳して不思議ではないのですが、それ以降パトリオットは愛国者、パトリオティズムは愛国主義と訳するのが一般化してしまいました。けれども、漢字の「国」というのは何か、それを問わなければならないわけですね。たとえばハーバーマスが、憲法パトリオティズムというとき、何を言おうとしているのか十分理解できることです。土や血や言語でなく、憲法をパトリとして結びつけようという呼びかけは分かりやすいと思うけれど、それを機械的に「憲法愛国主義」と訳すと分かりにくくなってしまう。

近藤：パトリオティズムを祖国愛と訳しなおす場合もありますけど、それではちょっとニュアンスがずれますよね。

北原：「祖国」の場合も同じで、「祖たる国」とは何かが問題なわけです。

中澤達哉：中澤と申します。私は、東ヨーロッパの近世や近代の政治思想のほか、スロヴァキアの国民形成や近世の複合国家、さらにハンガリー・ジャコバンにも関心を持っています。さて、先生も既にご存じだと思いますが、1955年にローマの国際歴史学会議で、パーマーらがいわゆる環大西洋革命論を提示しました。その際に、ポーランドの歴史家のレシノドルスキが、これに批判的なコメントをしています。環大西洋革命の中にポーランド、ハンガリーの事例を取り入れるべきではないかと提言したのです。実際に、1960年代になるとポーランドとハンガリーのジャコバンについて、パーマーらが論文で言及していることが知られています。今回先生の報告に引きつけて考えると非常に示唆的な問題がありまして、というのもハンガリー・ジャコバンは前期と後期に分かれますが、後期の場合はロベスピエールとずっと交流をしているんです。革命独裁とまでは言いませんが、君主政の廃止というジャコバンの主張をしているのですが、前期のジャコバンのほうはかなり変わった共和政論を展開しています。いわゆる「王のいる共和政」論を展開してまして、ここでもパトリという言葉が

使われます。「王のいる共和政」を「共和主義的祖国」と呼び、国民主権の概念も同時に主張します。ここでいう「国民」というのは「王と特権層の集合体」であるとされ、王と特権をもつ社団を前提として共和主義的祖国が論じられています。君主政に対する支持は、その当時の君主が啓蒙君主のヨーゼフ2世であったため、その啓蒙に期待していたことを表しています。しかし、これが、後期になると、王政と特権層の廃止を強烈に主張して、そのかわりに国民とはなにかという話となり、この地域は多民族なので諸民族を表す言葉が「国民」だという言い方に変化してくるんですね。ハンガリーの後期ジャコバンは「諸民族の連邦共和国」という観念も主張しているんです。これは先生のお話とも非常に関連しています。ハンガリー・ジャコバンは、この「諸民族の連邦共和国」はハンガリーに限らずヨーロッパ全体に広がっていくべきだと主張しているんですね。とはいえ、ここでひとつ先生におうかがいしたいのは、18世紀末のハンガリーでは、前期と後期のジャコバンにみるように、ナショナリズムとパトリオティズムが転換していくような過程がありますが、「諸民族の連邦共和国」ですとか、そのような思想がネオ・ジャコバンに、そしてイタリアにも存在しているのかどうかということをおうかがいしたいのですが。

北原：フランスのネオ・ジャコバンの活動家の中には、姉妹共和国を衛星国でなく、ヨーロッパ共和国連合の形成を構想する者が出てきます。またイタリアは、ご承知のように諸国に分裂していますから、諸共和国の連邦制にするか、単一・不可分の共和国にするか、パトリオットの間で議論が分かれます。そのうえで、たとえばチザルピーノ共和国からバターフ共和国に大使として派遣されたマッテオ・ガルディという人物は、将来のヨーロッパ共和国連合の構想を抱きながら、当面フランス、統一イタリア、バターフ共和国の三者による「自由同盟」の結成を呼びかけます。フランス革命前夜のパトリオットにとって、アメリカの独立へのかかわり方が大きな意味をもっていたことにちょっと触れましたが、ネオ・ジャコバン派は大西洋の向こう側も視野に入れて議論していますけれど、このことについて私は何も調べていないので何とも言えません。

1955年のローマで開催された国際歴史学会ですが、このときパーマーとゴドショの二人が環大西洋革命論を提起しています。その当時、ポーランドの研究者が環大西洋革命にポーランドやハンガリーも加えるべきだという考え方をもちたしたら、珍しいというか異論派になりますよね。このときの報告を契機にゴドショは Jacques Godechot, *La grande nation. L'expansion révolutionnaire de la France dans le monde de 1789 à 1799* (Paris: Aubier, 1956)を刊行し、パーマーは R. R. Palmer, *The Age of the Democratic Revolution: A Political History of Europe and America, 1760–1800* (Princeton: Princeton U.P., 1959-70)を発表します。けれども1955年当時、環大西洋革命論は二重の攻撃を受けて、ひとつはソブールらフランス革命史研究者からで、フランス革命の固有の特徴が消えてしまうのかという批判です。もうひとつはもっと激しくて、東西冷戦の最中のことで、東側の歴史家たちは一斉にこれを北大西洋条約機構 NATO の思想だと批判したのですね。これは政治的意図をもった研究で、現在の北大西洋同盟を根拠付ける歴史観だと批判したわけで、そうした中でポーランドの歴史家が先のような考えを示したとすると、ずいぶんリベラルな発想だったということでしょうか。

中澤：レシノドルスキは、その後『ポーランド・ジャコバン』という本をフランス語で書いてフランスで出版しているんです。

勝田：今日のお話を聞きまして、イタリアのナポリのパターンで、アイルランドのパターン

も説明できるということが分かりました。90年代の後半に、フランス軍が2回遠征して革命を起こそうとしていますし、現にアイルランドからの亡命者が、ブオナッローティほど重要な人物はいませんが、総裁政府に何度も働きかけて解放軍を送ってくれと頼んでいます。結局アイルランドの場合は失敗するわけですが、それは別として、英語圏にはパトリオティズムに加えてラヴ・オブ・カントリー (love of country) という言い方がありますよね。たとえばジョン・ロックとかリチャード・プライスもそんなタイトルのエッセイを書いています。仮に、今日教えていただいたパトリオティズムとラヴ・オブ・カントリーが同じものだとすると、百科全書のパトリの観念の広がりというのは、英語圏からすると驚きを感じるんです。つまり、パトリというのは自由な場であって、自分の祖国の事ではないという風に定義されるというのは、英語圏ではあまり出てこない気がするんですね。それはイングランド、グレートブリテンの政治思想家は、実は自分たちの国はもう自由の国だと思っているので、むしろそれを唱える必要はなかったからではないかという気がします。ところでルソーのパトリ観念に即してのことですけど、必要ならば社会体制を変革してよろしいという風に、パトリは与えられるものではなくて作るものなんだという発想と、それから一歩進んで、周りにそれが存在しない場合には我々が出かけて行って、パトリの建設に力を貸してやるんだというのは、違いがある気がするんです。要するに革命期のパトリオティズムもしくはパトリオティックなコスモポリタニズムというのは、他のところまで出かけて行って力づくでパトリというものを作らせてやるという思考法ですよ。このメカニズムは先生、どのように考えたらいいのでしょうか。この思考法の源は。

北原：フランスはもともとは防衛戦争として戦争を始めるのですが、ヴァルミーの戦いの勝利 (1792年9月) で攻勢に転じて、ベルギーを占領します。ここで、占領地をどうするかの問題が出てきて、革命政策を導入するか、あるいは併合するかを選択が生じ、併合の場合は国境の問題があって、これは自然国境論で正当化しようとするんですが、近隣諸国との関係という新たな問題に直面することになるわけです。ですから、最初から革命を広げるために戦争に入ったのではないのですが、近隣のパトリオットによる解放軍としての期待があったりして、次第にさまざまな意味付けが戦争に加えられるようになる。イタリア戦線については、繰り返しになるかもしれないけれど、ナポレオン軍隊の独自の行動が予測を超えた展開をもたらします。イタリア戦線はオーストリアを牽制するための二次的役割だったのが、ヴェネツィアまで支配することになる。しかしナポレオンは、旧ヴェネツィア共和国の大部分をオーストリアに渡して、自分はイタリアで最も肥沃な地帯であるロンバルディアのポー川流域を確保して、そこにチザルピーナ共和国を樹立します。これは総裁政府が予測していなかったことだし、一方、イタリアのパトリオットは、ナポレオンがヴェネツィアをオーストリアに渡したことに怒りと幻滅を感じる。ただ、ヴェネツィアをオーストリアに渡したことで、チザルピーナ共和国の安定が保障されて、イタリアの他の地域のパトリオットがそこに集まってくるという状況も生じます。そんなわけで、軍隊が一定の理念のもとで終始行動することは不可能だと思います。まだナシオンと結びついていない啓蒙主義思想のパトリオットが、専制を倒すために他の地へ出かけることはありうるし、自然な行為でもあると思います。ナシオンを背負った軍隊となると話はまったく違ってきて、戦場での攻防を経ながら現実的なポリティックをその都度判断して行動しなければならないのですから、戦争や軍隊の性格付けはほとんど無意味だと思えます。ナポレオンやシャンピオンヌの場合は代表的と

いうより例外的で、限定された局地的事例として理解した方がいいと思います。

勝田：例えばトマス・ペインはブオナッローティにやや近いかなという気がするんです。つまり革命期のフランスにずっといて、彼はナポレオンと直接交渉をして、グレートブリテン遠征の計画を立てたりしているんですよね。ですから総裁政府の中核の事は分からないですけども、周縁部分にいた亡命者たちというのは、革命の輸出というものを理念的に理解していたような気がするんですけども。ブオナッローティはどうでしょう、やはりそのように考えてよろしいのでしょうか。

北原：これまで革命の輸出という表現は、占領地への革命政策の導入という意味で使ってきましたが、革命を周辺にどう広げていくかという意味での革命の輸出を考えると、ブオナッローティにはたしかにそういう考えがあったと言えるでしょう。むしろフランスとイタリアの同時革命と言った方がいいかもしれません。バブーフの陰謀と同時進行でイタリア解放の準備を進めています。フランスから軍隊が出かけていくのに合わせて、イタリアのパトリオットが革命政権を樹立する構想ですが、ナポレオンの軍隊がイタリアに行くのは民衆を抑圧するためではなくて、専制を倒すためですから、ブオナッローティにせよイタリア内部のパトリオットにしよ、軍隊に期待を寄せることは事実です。それでフランス軍は実際、旧制度を倒して共和国を建てますが、これはセルナが言うように、ただ共和主義とか共和政ということではなくて、どのような共和主義であるかが問題であって、この点は総裁政府期の大きなテーマだと言えます。

近藤：それに関わるかもしれませんが、このヴォヴェルの論文で、バブーフの陰謀の意味といいますか、遺産ということで第一の伝統的な社会主義・共産主義のはじまりという位置付け、二番目はナンセンスだったということですね。で三番目に代表民主主義という意味があったんだという。それはヴォヴェルの意見として言っているんですか、それとも確かな根拠によってそう言っているんですか。

北原：セルナのアントネル研究のほかにも、ルペルティエに関する研究も出て、ヴォヴェルはその二冊を論じています。ヴォヴェルはこれは従来のフランス革命研究からみれば修正主義だと言って、全てに賛成しないけれども、フェレたちの修正主義とは違って十分に検討に値するという評価です。もともとヴォヴェルがセルナの博士論文を審査していて、セルナは弟子なわけです。セルナの研究を論じながら、ヴォヴェル自身は自分の判断をあまり加えてないのだけれども、フランス革命にこういう考え方が出てきたことには注目する必要があるとして、バブーフの陰謀に関してもまだ新しい読み取り方が出てくるかもしれないと示唆しています。

近藤：で、北原さんの評価はいかがですか。

北原：柴田さんの研究は、バブーフは最初孤立していたけれど、ある時期から運動の中心になったとする大前提がある。ブオナッローティがそう書いていて、それがほとんど唯一の史料だから、柴田さんもバブーフを中心に人間関係の結びつきを見ているわけです。セルナやゲノーの研究は逆に、いくつかの潮流の中で孤立しているバブーフが突出した言動に走っているんで、諸潮流を結集しようとするアントネルとルペルティエが、バブーフに働きかけて取り込もうとしたという解釈で、そもそも前提のところ違ってしまふ。そこがはっきりしないと、なんとも言えない面があるけれど、アントネルに関して、セルナは間違ったことは言っていないと思います。柴田さんは、アントネルはもっと幅広い結集を考えていたという

ことに触れていながら、陰謀をジャコバンとサン・キュロットの二系列の合流と考えるから、幅広い結集のことには関心を向けなかったわけで、それに柴田さんの研究した当時の史料の制約ということもあるでしょうね。

長谷川：グランド・ナシオンに対抗するというその関係で、姉妹共和国連合という形で今日ご紹介されましたがそれはネオ・ジャコバンがということでしょうか。

北原：そうです。ネオ・ジャコバンの議論です。

長谷川：このアイデア自体はネオ・ジャコバン派のオリジナルな考えだったのか、そうではなくてそれ以前にあったものを彼らが作りなおしたというか、そういうものとして考えることができるのか。

北原：それ以前の思想的系譜については調べてないので、教えてください。ネオ・ジャコバンの議論はグランド・ナシオンと関連していて、周辺地域を含めた一つのまとまりとしての大きなナシオンという構想は実際には不可能で、現実にはフランスが近隣諸国を支配する大国としてのグランド・ナシオンの姿があり、膨張主義的である。そういう現実に対して、ネオ・ジャコバンの活動家は、グランド・ナシオンへの対抗としてヨーロッパ共和国連合の形成を議論しています。議論の中では古代ギリシアやローマにまで言及しているケースもあって、丁寧に調べれば意義深いと思いますが、とてもそこまで手が回りません。

長谷川：十年くらい前にジョン・ロバートソンの論文を読んだことがあって、近世の国際関係をめぐる政治言語には、基本的に三つあった。ひとつは、ユニバーサル・モナーキー（世界王国）。それは一国が帝国への志向性をもって侵略行為を行っていくような突出した存在となる。これに対して、ウエストファリア体制というのは、諸主権国家間の抑制と均衡で利害調整を行っていく。さらに、もうひとつの秩序構想があり、それが共和国連合であって、共和国が連合体をつくり平和的に共存していく。前の二者が好戦的な国家を前提としているのに対して、そうではない平和的秩序を構想するものだった。のちにカントがこれをアイデアとして『永遠の平和のために』を書いたということになります。そうすると、この姉妹共和国連合論というのは、近世のユニバーサル・モナーキーや共和国連合の系譜の中で、それをネオ・ジャコバン派がグランド・ナシオンに対抗する秩序として焼き直したと見ることもできるのかなと思ったのですけれど。

北原：とても有益な指摘で重要な論点と思えます。ただそれに関して、いまは準備がないので分かりませんが、それぞれの時期の思想的議論を調べていけば、そうした結びつきも出てくるかと思えます。

近藤：百科全書におけるナシオン、パトリ、パトリオット、パトリオティズムがどう論じられているかというご紹介がありました。そこで言われたただフィロゾーフのみがコスモポリイトであるというのは、このことを知らずに我々が18世紀のコスモポリタニズムはどういうものか科研のグループで議論していた時に、結局コスモポリタニズムとはエリート主義的、あるいは思想の世界だけであり得るものなのかなと、平民的なものはあり得ないのだろうかみたいな議論をしたことがありました。実際の18世紀的な言説を見ている限り、やはりこれと合致するような用法ばかりだなという感じで。

勝田：極めて理性主義的な考え方ですね。

北原：今回は調べられなかったけれども、最近の研究をみると、コスモポリタニズムに関して啓蒙思想家たちの問題だけではなくて、実践的あるいは実務的な問題として、たとえばあ

る医師のケースを取り上げて、その医師が何ヶ国かを回りながらどういう活動をしていたかをたどって、それをコスモポリタニズムとの関係で論じたようなものもあります。イタリアの場合は、グランドツアーとコスモポリタニズムに関するテーマが多いですね。一般的な思想の問題としてではなく、ある事例を取り上げながらそこに具体的なコスモポリタンとしての活動なり、あり方なりを考えようとする論文が出てきている印象を受けます。セルナ編集の論文集 Pierre Serna (ed.), *Républiques sœurs. Le Directoire et la Révolution atlantique*, (Rennes: Presses universitaires de Rennes, 2009)で、20本ほどの論文のうちコスモポリタニズムに関連する論文が3,4本含まれています。

金井：その関連で、コスモポリタニズムとユニヴァーサルイズムという変化について指摘して下さっているんですけども、その場合ユニヴァーサルイズムというのは、国境を越えてというだけじゃなくて、社会層を越えてというような意味でしょうか。今日で普遍主義と言うとエリートかを問わずに同一の価値観なり基準なりというのが適応できるということだと思っんですけども、この際のユニヴァーサルイズムは国境を越えるという意味なんでしょうか。

北原：そのことは私には分かりません。今回いくつかの論文を読んでいて、フランス革命のところで、ここからはコスモポリタニズムでなくてユニヴァーサルイズムの語を使うとか、あるいはコスモポリタニズムがユニヴァーサルイズムになったとか、そういう言い方に二、三出あって、これはどういう意味か、ここで皆さんに聞けばいいだろうと思っていました。

近藤：少なくとも近世まではユニヴァーサルは、地理的な広がりというイメージがありますよね。社会的な上下の統合ということはあるかな。さきほど長谷川さんが言われたような普遍君主ユニヴァーサル・モナーク、いわゆる礫岩的な政体をまとめるのはフェリペ2世のようなユニヴァーサル・モナークであるとかいうのは、その時代になじむ表現だろうと思っんですけども。貧民からエリートまでというのはちょっと違うかな。

勝田：話は第一部に戻ってしまうのですが、北原先生、イタリアの人たちは、19世紀から20世紀にかけて自分たちの社会についてもものを言う時に、アソシエーションという表現はあまり使わなかったんでしょうか。これは長谷川さんに言っていただいた方がもちろんいいんでしょうけど、18世紀のイングランドは自発的な結社としてのアソシエーションを盛んに言いますよね。フランスでも19世紀にサン＝シモン主義者がアソシエーションを社会解放の原理として唱えます。イタリアだとそれはあまりなかったんでしょうか。

北原：二つに分けて整理しますが、まず19世紀前半のマッツィーニにアソシエーションの考え方があります。マッツィーニの思想の5分の4はサン・シモン主義に発しているという歴史家もいて、マッツィーニはマルセイユに亡命している時に、サン・シモン主義の会合に出たり、新聞を読んだりしています。アソシエーションもサン・シモン主義に触発された発想ですが、マッツィーニの場合は階級協調の社会のイメージがあって、それをアソシエーションと呼んでいて、中間団体としてのアソシエーションとは意味が違います。19世紀後半には団体名としてアソシエーションの語がよく使われますが、これはごく一般的な用法で、労働組合関係の組織などにも見られます。

近藤：シンディケートとか、コルポラツィオーネとか、そういう用法の違いというものは意識されていたんですか。そのアソシエーションと、英語読みするとシンジケートとコーポレーションですが。

北原：団体名として出てくる場合、名付ける側にはそれぞれの意図が込められているのでし

ようけれど、用法上の区分がはっきりと意識されていたようには見えません。

勝田：ファシズム期に中世型の職業団体を復活させるのは、アソシエーションの理念とは違ってきますよね。それはどこかで切り捨てられていったということでしょうか。

北原：そこが重要なところなのですが、ファシズムは中間団体を国家の外にはなく、国家の内部に取り込んで、国家機関として機能させようとするわけです。第一部で指摘したように、ファシズムの源は、中間団体としてのアソシエーションの活動が国家に危機的状況をもたらしているという認識から発していて、ファシズム体制というのは、職業団体を核に据えて種々の中間団体を国家機関化したシステムということになります。そこではアソシエーションの自律性が成り立たないので、アソシエーションの意味も違ってしまうということだと思います。

近藤：今日はたいへんスケールが大きく、また繊細な論点に踏み込んだお話をいただき、私たちがそれぞれ問題を歴史的に考えるにあたって重要な示唆をたくさんいただきました。北原さんも、フロアの皆さんも、ありがとうございました。

付記：3 頁の図版について——二宮氏は、かねてコルポラティストが諸集団間の関係につき「予定調和的なものと捉え、そこに安定した秩序を見ようとする傾きがある」点を批判しておられた。したがって、『全体を見る眼と歴史家たち』（木鐸社、1986年）129 頁における図 A のなめらかな統治秩序をイメージしたような仕上がりを見て、むしろ初版『近代国家形成の諸問題』（木鐸社、1979年）203 頁における「稲妻のようにギクシャクした直線の連鎖」からなる図 A のほうに愛着を表しておられた。その後の平凡社ライブラリー版（1995年）175 頁は円弧でなく直線で繋いでいるが、やはりなめらかな図で、折衷的である。これは岩波書店版（2007年、2011年）にも踏襲されている。ここでは図 A、図 B ともに初版（1979年）から採る。【近藤】